

# 少子高齢化時代における年金問題<sup>1</sup>

---

～国民年金納付率の向上を目指して～

神戸大学 山口三十四ゼミナール

岩田 拓 内藤 友樹子 中村 慶至 松井 史歩

2005年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山口教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要旨

日本の年金制度は、現役世代が老齢世代を支えるという賦課方式の要素が強い。賦課方式は、積み立て方式にないインフレ対応能力という利点があるが、人口構成の変化に弱いという欠点がある。近年、日本では少子高齢化が急速に進み人口構成が変化、現役世代の負担度合いが拡大している。このように現役世代の負担が大きくなる一方で、増加する老齢世代には保障された年金額を給付しなければならない。少子高齢化の加速によって年金保険料負担と年金給付のバランスが崩れつつあり、日本の年金制度は大きな不安要素を抱えている。現状の国民年金納付率低水準傾向を改善する方法を探し、納付率を向上させ、日本の年金制度を確固たる制度にするためには何をすべきであろうか。国民年金納付率について 47 都道府県別の（主に）5 年分のデータをプーリングして分析を行った。全国的傾向の分析のみならず、都会と地方の納付率格差に着目し、人口密度を条件に標本を分類した分析も行っている。都市部の多い都道府県と過疎の進む都道府県とでの納付行動の要因の違いは、顕著に現れた。

全国的分析では、次のような結果が得られた。納付率に正の影響を与えるのは、合計特殊出生率、自宅逝去の割合、国民年金給付額および 65 歳以上の親族のいる世帯割合である。逆に納付率に負の影響を与えるのは、一人当たり所得、人口密度、完全失業率、一人当たり個人預貯金残高および第 1 号被保険者割合である。また、沖縄ダミーおよび 2002 年ダミーも負の影響を与えている。なお、すべての値は、t 値より統計的に有意であった。さらに、人口密度の大きさを都道府県を 2 つのグループ分けて分析を行った。その結果、人口密度が大きい都道府県グループでは、特に、合計特殊出生率および一人当たり所得が正の影響を与えることが示された。一方、人口密度が小さい都道府県グループでは、一人当たり所得、完全失業率、一人当たり個人預貯金残高がほぼすべて 1% の水準で負の影響力として有意であり、自宅逝去の割合と 65 歳以上の親族のいる世帯割合がすべて 1% 水準で正の影響力として有意であった。この結果をもとに、以下の政策を提言する。

- ① 会社からの天引きのない第 1 号被保険者には、徴収確認を確定申告時に行う
- ② 土地取引や各種免許更新等の際に「基礎年金番号の提示」を必須とし、年金への関心や知名度を向上させる
- ③ 地方では拡大家族を推進し、都市部では保育サービスの充実を図る

## 目次

はじめに	4
<b>第1章 年金制度の歴史と現状</b>	<b>5</b>
はじめに	5
第1節 年金制度の基礎知識	5
第2節 年金制度の現状と問題点	8
おわりに	11
<b>第2章 年金制度の先行研究と理論</b>	<b>12</b>
はじめに	12
第1節 年金についての先行研究	12
第2節 重回帰モデルの推計方法	15
おわりに	17
<b>第3章 国民年金納付率の要因分析</b>	<b>18</b>
はじめに	18
第1節 モデルの構築と実証結果	18
第2節 条件別モデルの実証結果	21
おわりに	24
<b>第4章 年金制度についての政策提言</b>	<b>28</b>
はじめに	28
第1節 納付率の向上を目指して	28
第2節 年金制度の展望と課題	30
おわりに	31
<b>参考文献・データ出典</b>	<b>32</b>
<b>統計資料</b>	<b>34</b>

# はじめに

ここ数年、国民年金の保険料を支払ったとしても老後にもらえる額が少ないのではという不安や、日本の年金制度は崩壊してしまうのではないかといった話をよく耳にする。何故そのようなことが言われているのか、その様な風評は正しいのだろうかと疑問に思い、年金制度について調べることにした。日本の年金制度は、現役世代が老齢世代を支えるという賦課方式の要素が強い。賦課方式は、積み立て方式にないインフレ対応能力という利点があるが、人口構成の変化に弱いという欠点がある。そして、近年、日本では少子高齢化が急速に進み人口構成が変化、現役世代の負担度合いが拡大している。このように現役世代の負担が大きくなる一方で、増加する老齢世代には保障された年金額を給付しなければならない。少子高齢化の加速によって年金保険料負担と年金給付のバランスが崩れつつあり、日本の年金制度は大きな不安要素を抱えている。しかし、年金制度は近代国家による社会保障の象徴であり、破綻は国家の信用面や倫理面から避けなければならない。

年金に加入しても保険料を支払わない人は、10年前に比べて増加傾向にある。少子高齢化の進展という不安要素を抱えた年金制度にとって、現役世代の納付率の低下はさらなる問題を生む。今後、財源追加などの抜本的改革は行われるだろうが、現在の様に納付率が低水準のままではいずれ年金制度は維持できなくなるだろう。現状の国民年金納付率低水準傾向を改善する方法を探し、納付率を上げ、日本の年金制度を揺ぎ無い制度にするためには何をすべきであろうか。「年金納付率低水準の原因は何なのだろうか」を出発点とし計量分析により出た結果をもとに、どうすれば国民年金の納付率を上げることができるのか、どうすれば少子高齢化社会の中で年金制度をうまく機能させることができるのかについて分析し、有効な政策提言を行いたいと考え、年金について論文をまとめることとした。

まず第1章で、公的年金制度の歴史と現状の問題点について述べる。つづく第2章で、未加入問題や未納問題について取り上げた先行研究を紹介し、第3章で行う計量分析の際に用いる重回帰分析の理論について述べる。さらに第3章で、国民年金の納付率について指標を用いて要因分析を行い、その特徴について論ずる。また、人口密度に着目した分析についても紹介する。最後に第4章で、第3章の分析結果から政策を提言する。以上が、本稿の構成である。

# 第1章 年金制度の歴史と現状

---

## はじめに

日本人の平均寿命は、男性 78.64 歳、女性 85.59 歳（厚生労働省、2004 年簡易生命表より）となった。また、アメリカの民間人口研究所であるマウンテンビュー・リサーチ社は、日本人の平均寿命が 2050 年には 90 歳を超えると発表している。より安定し、より充実した老後の生活を営む上で、社会保障制度の重要性はさらに増していく。公的年金制度は、社会保障制度の象徴である。この章では公的年金制度の議論を進める上で、最低限必要な年金制度の歴史と現状について考察する。まず第 1 節で、年金制度の現在までの歩みを概観する。続いて第 2 節では、現行の年金制度の仕組みについて紹介する。さらに第 3 節で、現行の年金制度の問題点について考察を行う。

## 第1節 年金制度の基礎知識

### 1. 公的年金制度の誕生および発展

1942 年に労働者年金保険法が制定され、軍需工場などで働く男子労働者を被保険者とし、年金保険料徴収が開始した。これが、日本初の労働者対象の公的年金制度であった。この年金制度設立の主な目的は、労働者意欲の向上による生産力の強化、年金保険料という形での戦費調達およびインフレーションの抑制である。1944 年に労働者年金は、厚生年金保険と改称され、女子にも適用を拡大した。しかし、第 2 次世界大戦後、敗戦により経済、社会が混乱し、保険料の負担は人々にとって重荷となった。また、急激なインフレにより、積立金の実質的な価値が減少、将来の給付財源が目減りするという問題が発生した。この二つが原因となり、年金制度は事実上崩壊し、年金保険料の大幅な値下げや養老年金の給付水準の固定など、根本的な立て直しを迫られる。その結果、1961 年に国民年金制度が制定され、サラリーマンや公務員だけでなく、自営業者や農林漁業労働者などすべての人々に適用が拡大し、国民皆年金体制が開始した。公的年金制度は 1960 年代後半以降、徐々に拡充され、安定成長期と呼ばれる 1970 年代後半以降も、年金制度は引き続き改善が図られていった。

#### ○厚生年金

1965 年に給付水準が改善され、「1 万円年金」が実現した。「1 万円年金」とは、文字通り月額 1 万円の年金を受給できるということである。定額単価を 200 円とし、加入 25 年の老齢年金給付額は単身者で月額 5000 円、夫婦 2 人分で 1 万円であった。同時に厚生年金基金が創設さ

れ、厚生年金の報酬比例部分の代行が認められた。その後、1969年には「2万円年金」が実現する。いざなぎ景気による物価および賃金水準の上昇を受け、定額単価は320円に引き上げられた。通常ならば、加入25年の老齢年金給付額は単身者で月額8000円であるが、この時の改正で初めて導入された付加年金制度により、単身者で1万円、夫婦世帯で2万円の給付額になった。付加年金とは、国民年金への上乗せ年金である。月額350円の付加保険料を上乗せして納付することで、加入1年につき単価180円で計算した額を65歳以降に老齢年金と合わせて支給される制度であった。その後、1973年には「5万円年金」が実現した。定額単価は800円に引き上げられ、同時に付加年金の単価も180円から200円にそれぞれ引き上げられた。これらの単価を合わせると1000円となる。25年加入の単身者の年金給付額は月額2万5000円となり、夫婦世帯で5万円になった。また、自動物価スライド制が初めて導入され、年金の実質価値維持が制度的に確保された。しかし、スライド制に要する費用負担に対して、国庫負担割合の変更などの具体策を行わなかったため、財政面の問題を将来に先送りすることになった。

#### ○ 共済年金

当初、共済年金には給付の計算式が一般方式と通年方式の2方式あった。計算方式は次の通りである。

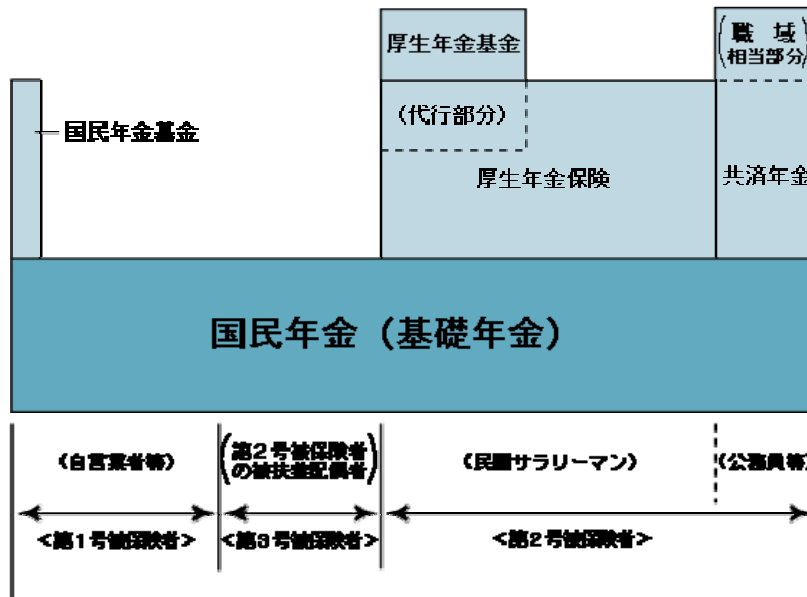
- 1.通年方式：退職前1年間の平均俸給年額×0.01×加入期間の年数（40年程度）+定額部分
- 2.一般方式：退職前1年間の平均俸給年額×{0.02×加入期間の年数（20年まで）+0.015×加入期間の年数（20年を超える期間）}

上記の2式のうち、高い給付額となる計算方式が適用されていた。なお一般的には、一般方式の方が通年方式よりも高い給付額が算出された。共済年金は、前述の厚生年金とは異なり賃金スライド制であった。1976年には、厚生年金よりも給付水準が高くなることについての「官民格差」論が活発化した。その具体的な内容としては、退職年金の支給開始年齢が厚生年金よりも5歳早いこと、減額退職年金制度があること、共済年金受給権者が退職後に民間企業に再就職した場合、厚生年金のような在職老齢年金の制限なく賃金と年金の併給を受けられること、などが挙げられる。しかし、共済年金は、給付面では好条件であるものの、厚生年金に比べ成熟度（被保険者に対する年金受給者の占める割合）が高く、財政悪化が顕著であった。

#### ○ 国民年金

国民年金は昭和40年代に急成長を遂げた。まず1966年の制度改正により、定額単価を200円とし、加入25年の老齢年金額を単身者で月額5000円、夫婦2人分で1万円給付されるようになった。厚生年金と同様の「1万円年金」が実現している。そして1969年の制度改正では定額単価が320円に引き上げられ、25年加入の単身者は月額8000円給付となった。さらにこの改正で付加年金制度が導入され、単身者で1万円、夫婦世帯で2万円の年金給付が実現できるようになった。1973年の制度改正では、定額単価が800円に、付加年金の単価が180円から200円（付加保険料も月額400円）にそれぞれ引き上げられた。これらの単価を合わせれば1000円となる。また、25年加入の単身者の年金は月額2万5000円給付となり、夫婦世帯は「5万円年金」が実現した。このように、国民年金は厚生年金と歩調を合わせ制度改正されていた。1973年の石油ショックを境に、日本経済は成長が鈍化し低成長の時代に突入する。1976年の制度改正では、定額単価が1300円に引き上げられたが、付加年金の単価200円のままで、加入25年の単身者で最大3万7500円、夫婦世帯で「7万5000円年金」となった。そして1980年の制度改正では、定額単価が1680円に引き上げられ、25年加入の夫婦世帯の老齢年金は、付加年金を含めて9万4000円となる。この1976年と1980年の制度改正では、財政危機による国庫負担の削減や、25年加入の老齢年金の支給開始の時期が近づいたことにより、給付額の伸びには抑制力が加わっている。国民年金の保険料は急速に引き上げられたが、1975年度以降、単年度で見ると給付費用等の歳出額が国民年金の保険料収入を上回るようになった。1981年度からは、保険料収入と国庫負担を合わせても給付費用を賄いきれなくなってしまう。そして、1983年度および1984年度について単年度収支は赤字となり、1985年度には歳出額は累積積立金を上回るまでになった。このようにして国民年金の財政は危機的状況に陥ることになる。このよう

第 1-1 図 公的年金制度の体系



出所：社会保険庁ホームページ

な状況の下、国民年金制度の枠内における改革は不可能に近く、公的年金制度全体の立て直しが緊急の課題となった。

## 2. 基礎年金体制の再編成

1970 年代後半になると、合計特殊出生率が人口置換水準を割り込み、少子化が進行した。その一方で、平均寿命も急速に伸び続け、将来の少子高齢化による年金財政への影響が懸念され始めた。また、年金受給者が大幅に増加した。そのため、財政支援システムの構築や給付水準の引き下げなどの年金制度の大改正が必要となり、1986 年に公的年金制度全体にまたがる大改革が実施された。

改革の第 1 の柱は、基礎年金導入による制度の一元化である。国民年金は全国民共通の基礎年金を支給する制度に変わり、同時に、厚生年金や共済年金は、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置付けられ、いわゆる 2 階建ての年金制度（第 1-1 図参照）となった。自営業者、民間被雇用者、公務員、専業主婦および学生の区別はなくなり、原則として 20 歳以上 60 歳未満のすべての人に国民年金への加入が義務付けられた。

第 2 の柱は、給付水準と負担の適正化である。高くなりすぎた給付水準を適正なレベルに下げること、負担の軽減を図った。旧来の国民年金制度の下だと 25 年加入で 5 万円の給付であったが、最終的に 40 年加入で 5 万円の給付となるように、基礎年金の定額単価を出生年毎に定め、段階的に減額した。厚生年金については、当分の間 60 歳から特別支給の老齢年金を給付し、標準的な給付額を 30 年加入で月額 17 万 3100 円とした。ただし、制度成熟期には 40 年加入の夫婦の年金額（基礎年金含む）を 17 万円程度となるように定額単価を出生年毎に定め、報酬比例部分の給付乗率を生年別に 10/1000 から 7.5/1000 まで引き下げることとした。

第 3 の柱は、婦人年金権の確立と障害年金の改善である。基礎年金が個人単位となり、すべての女性が自分名義の基礎年金の権利を有することになった。そのため、被雇用者の加入する年金とは別に、被扶養配偶者は自身の基礎年金を持つことになった。この婦人年金権の確立により、

被扶養配偶者は自分名義の障害基礎年金の支給権を確保し、離婚した場合には、自分名義の老齢基礎年金が支給されることになった。また、20歳未満の障害者に対しても20歳以降に障害基礎年金が支給されるようになった。

### 3. 新しい課題への対応

1980年代後半になると日本経済は景気上昇期となる。それと同時に、少子高齢化がより現実的な問題として浮上してきた。その中で、1989年に年金制度の改正が行われた。主な内容は以下の通りである。まず、学生の国民年金制度への強制加入が義務付けられた。20歳になって国民年金に未加入の場合、将来満額の老齢基礎年金を受けることが出来ない、万一在学中のケガや病気で障害になった場合は障害基礎年金を受けることが出来ないなどといった事態が起り得る。そのような事態を避けるために、学生の強制加入が導入された。次に、国民年金基金制度が創設された。この制度により、第1号被保険者対象の上乗せ年金として、従来の職域型国民年金基金に加えて地域型国民年金基金が創設された。

1990年に入るとさらに出生率が低下、少子高齢化社会への対応が迫られるようになる。そのような状況の中で、1994年の年金制度の改正は行われた。主な内容は以下の通りである。まず、老齢厚生年金が見直された。定額部分の支給開始年齢を2013年までに60歳から65歳へと段階的に引き上げ、報酬比例部分が部分年金として特別支給されることになった。次に、在職老齢年金制度が改善された。高齢者の就業意欲を刺激するという目的の下、賃金の増加に応じて、賃金と年金給付額の合計所得が増加する仕組みに変更された。さらに、2000年にも年金制度の改正が実施される。まず、厚生年金給付の適正化が行われた。基礎年金の給付水準は変わらなかったが、厚生年金の報酬比例部分の給付水準が一律5%削減された。次に、年金額の改定方式が変更された。新規裁定年金は従来通り賃金スライド制が維持されたが、既裁定年金は物価スライド制のみとした。そして、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げが決定され、2025年までに段階的に60歳から65歳まで引き上げられることになった。さらに、総報酬制が導入された。賞与などにも同率の保険料を賦課し、給付に反映することになり、特別保険料は廃止された。

## 第2節 年金制度の現状と問題点

### 1. 2004年度の公的年金制度改正

予想以上の少子化の進行、拡大する年金財政の赤字、国民年金未納問題に代表される年金制度に対する不信感などの問題に対処するために、2004年には年金制度の大幅な改正が実施された。以下ではその主な内容について吟味していく。

#### ①国民年金保険料について

国民年金の保険料は、2005年度から2017年度まで12年かけて、現在の1万3,580円から毎月月額で280円ずつ引き上げられる予定であり、2017年には1万6,900円となる。

#### ②厚生年金保険料について

厚生年金の保険料は、2005年度から2017年度まで12年かけて、現在の13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げられる予定であり、2017年には18.3%となる。



## ③マクロ経済スライド制の導入

これまでの年金改正では財政再計算の度に人口の変化を反映させて保険料を引き上げてきたが、今回の改正では、少子高齢化の影響を給付額から差し引いて調整する、マクロ経済スライドが導入された。マクロ経済スライド導入以前は、物価上昇分だけ年金額が増加したが、導入以降は物価上昇分と年金増加は直接対応しなくなった。

## ④夫婦離婚後の年金分割

これまで夫婦が離婚した場合、夫の報酬比例部分は全て夫のものであった。しかし、今回の改正により、離婚時に妻が請求した場合には、夫の報酬比例部分を最大半分まで分割可能になった。

## ⑤60歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

これまで、老齢厚生年金を受給している60歳代前半の者が就労して厚生年金保険の被保険者である場合、年金額が一律に2割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に応じて年金が支給停止されていた。しかし、今回の改正により、一律2割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとなる仕組みに変更された。

## ⑥育児期間中の配慮措置の拡充

まず、育児休業期間中の保険料免除制度が拡充された。子供が満1歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険、厚生年金保険の保険料免除制度が、子供が満3歳に達するまで延長された。次に、育児をしながら勤務する者への配慮措置が実施された。3歳未満の子供を養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額（給与等、会社から支給される額を1ヶ月平均した額）が低下した場合、事業主を通じて社会保険事務所へ届出を行えば、子供が生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなす措置を導入し、将来の年金受取額が低下しないように配慮した。なお、2年間まで遡ることができるので、平成17年4月以降に該当する期間がある場合は、会社を退職していても、直接社会保険事務所へ届出を行うことができる。

## ⑦追納の国民年金保険料の加算率引き下げ

これまで4%だった加算率を1.5%に引き下げる、保険料の納付猶予制度が導入された。未納者への対策であるが、定期的な納付の意識が低下することが懸念される。

## ⑧若年者納付猶予制度の導入

20歳代は、本人（配偶者を含む）の所得が一定額（57万円＋（控除対象配偶者＋扶養親族数）×35万円）以下の場合、申請により月々の国民年金の保険料納付が猶予されることになった。これまでは、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除の対象とはならなかった。

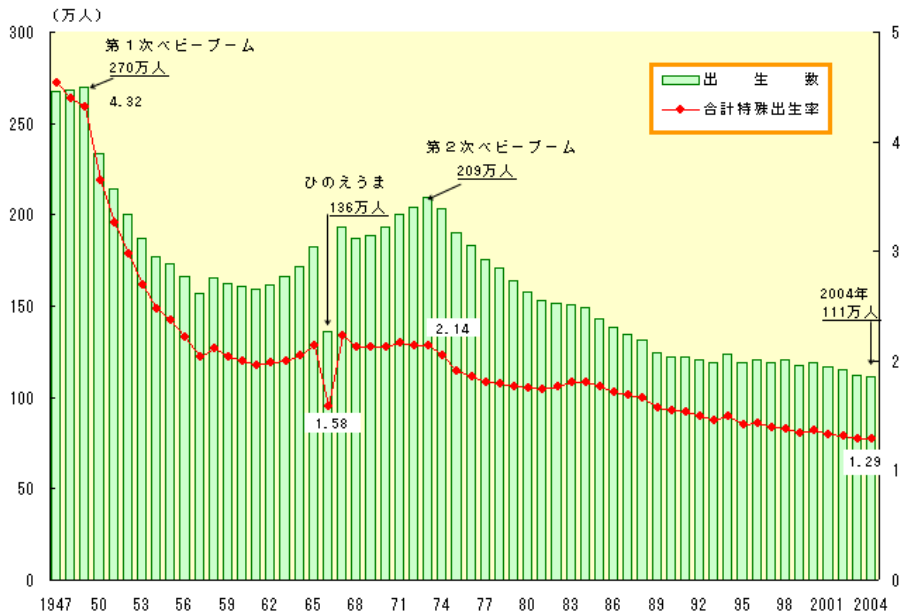
## ⑨学生納付特例制度の対象となる学校の拡大

国民年金の学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度である。大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校およびその他の教育施設（夜間、定時制課程や通信課程も含む）に在学する20歳以上の者で、学生本人の所得が（118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等）以下である者が対象となる。この制度の対象となる各種学校については、今まで厚生労働省令で個別に定められた一部の各種学校に限られていた。しかし、平成17年4月からすべての各種学校（1年以上の課程に在籍している者に限る）が対象となった。また、国内に所在する海外大学の日本分校であって文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍している者も対象となる。（現時点では、テンプル大学ジャパンの一部の課程のみ）

## ⑩保険料免除の所得基準の一部緩和

扶養者控除がないために単身世帯にとって厳しいものとなっていた国民年金の保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和された。単身世帯の保険料全額免除の所得基準が、平成16年度の35万円から57万円に、単身世帯の保険料半額免除の所得基準が、平成16年度の（68万円＋社会保険料控除など）から（118万円＋社会保険料控除など）に変更になった。

第 1-2 図 出生数および合計特出生率の推移



(出所) 「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部ホームページ

⑪第 3 号被保険者の特例の実施

これまででは、第 3 号被保険者の届出が遅れた場合、2 年前までは遡って第 3 号被保険者の期間となるが、それ以前の期間は、保険料未納と同じ取り扱いになっていた。今回の改正では、特例の届出を提出することにより 2 年以上前の期間も第 3 号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになった。

2. 少子高齢化と年金問題

現在の賦課方式 (現役世代が引退した世代を支えるという方式) では各世代の人口構成が年金制度に多大な影響を与える可能性がある。人口が増加している段階では年齢の低い人口は多く、年齢の高い人口は少ないため、現役世代一人あたりの負担は少ない。しかし出生数が低下し (第 1-2 図参照)、人口増加が伸び悩んでいる現在の人口構成をみると、低年齢層が少なく、高年齢層が多くなり、現役世代の一人あたりの負担は大きい。実際、1985 年には、現役世代が 8 人で 1 人の受給者を支えていたのに対し、2001 年には現役世代が 3 人で 1 人の受給者を支えるまでになった。今後長い年月にわたって少子高齢化より進むことに疑問の余地はなく、人口構成からの年金制度への影響はより深刻なものになると予想される。

3. 世代間不公平の問題

現役世代が高齢者を助ける賦課方式では、各世代の人口構成がまったく同じではない限り、人口の少ない世代が人口の多い世代に比べて損をする。このことはある程度やむを得ないことであるが、現在、その世代間格差がかなり大きなものになると予測されている。厚生労働省によると、現在 70 歳の人の給付額は支払った保険料の 8.3 倍、であるのに対し、50 歳の人の給付額は支払

った保険料の 3.2 倍、20 歳の人の給付額は支払った保険料の 2.3 倍にまで低下するとしている。出生率が伸び悩んだ場合、世代間の不公平格差はますます深刻なものになると予想される。

#### 4. 国民年金の空洞化問題

現在の日本の公的年金制度は国民皆年金であり、20 歳から 60 歳までの全ての人が公的年金加入を義務付けられている。しかし、給料から自動的に保険料が差し引かれる厚生年金とは違い、加入者が自発的に支払わねばならない国民年金に強制的な徴収力はない。このため国民年金の未加入問題、保険料の未納問題が発生し、国民年金の空洞化が生じている。社会保険庁によると、国民年金納付率は、1992 年の 85.7% を境に低下し続け、2002 年には 62.8%、2003 年には 63.4%、2004 年には 63.6% にまで下がった。これにより、保険料収入が減少するという国民年金財政への悪影響や、未加入者や未納者が将来、無年金障害者や無年金高齢者となり不公平感が増加することが懸念される。しかし、それ以上に、国民年金の空洞化は、国の社会保障制度に対する国民の信頼の欠如を示すものであり、国の社会保障制度の安定性を根底から揺るがせる深刻な問題となっている。

#### 5. 厚生年金の空洞化問題

厚生年金は国民年金と違い、企業に勤めれば年金保険料は給料やボーナスから天引きされるため、未納問題は起こらないはずであった。しかし、最近の不況の中で企業の保険料支払いが収益を圧迫する大きな要因となっており、また従業員の年金制度への信頼も低下している。これらが要因となり、厚生年金に加入する企業は減少、厚生年金の空洞化が問題となっている。

## おわりに

以上第 1 章では 2 節に分けて、日本の年金制度の歩んできた歴史、現行の年金制度およびその問題点について述べてきた。すでに述べたように現在、年金制度の空洞化が深刻な問題となっている。今回私たちはその原因の 1 つである、国民年金の納付率低下の問題について詳しく分析することにした。次章では、国民年金の納付率の要因分析についての先行研究、および重回帰分析について述べ、つづく第 3 章で計量分析について論ずる。

## 第2章 年金制度の先行研究と理論

---

### はじめに

この章では、つづく第3章で計量分析を行うに当たり、参考となる先行研究を紹介し、計量分析で用いる重回帰分析の理論について論ずる。まず第1節では、第1章で示された問題点を踏まえ、国民年金の未加入問題や保険料の未納問題を取り扱った先行研究を紹介する。つづいて第2節では、計量経済学の観点から重回帰モデルと、その分析について説明する。本章は第3章で行う計量分析の基礎となる章である。

### 第1節 年金についての先行研究

#### 1. 国民年金未加入および保険料未納問題

第1章で、現在の年金制度における様々な問題点を取り上げた。本稿では、制度自体の存続に関わる国民年金納付率の低水準傾向に着目し、論ずる。現状のような納付率の低水準傾向が続く、あるいは強まると、5年ごとの年金制度の改正だけでは十分な保険料収入を維持できなくなる恐れが強い。また、納付率が低水準であると、年金制度の基盤である現役世代が高齢者世代を支えるという理念が崩れてしまう。日本の年金制度は、将来、財源等の抜本的改革が行われる可能性が高い。新しい年金制度に繋げるためにも、年金制度の破綻は避けなければならない。納付率の向上が不可欠である。未納率についての先行研究には、小椋＝千葉（1991）がある。小椋＝千葉（1991）は、年金未納率の上昇は保険率の上昇に強く影響を受けると示した。しかし、時系列データに関わらず標本数が少ないことや、説明変数によって示された結果には疑問が残る。また、現在の傾向を必ずしも示していない。未納率だけでなく未加入率にまで視野を広げてみよう。国民年金納付率について考える際には、未加入者についても触れておかねばならないからである。社会保険庁の定義では、一度でも保険料を納めたものは未加入者ではなく未納者となる。つまり、納付率の定義における未納者の中には、今後納付する意思のない者、即ち実質未加入者が含まれている。実質未加入者の行動を未納者の行動の一つとして分類するよりも、未加入者の行動分析から類推する方が、行動要因分析への近道である。鈴木＝周（2001）は、クロスセクションデータを用いた分析結果から、未加入率は年金の世代間不公平が原因であると位置づけた。この分析方法に疑問が出た。例えば、阿部（2001）は、保険率の上昇および年齢が未加入率に何ら影響を及ぼさないとの分析結果を得ている。そのため鈴木＝周（2005）にて、国民

年金未加入者の要因について、第 1 号被保険者の個票データとの違いに着目し再度分析を行った。鈴木＝周（2005）では、世代間不公平が世代（コホート）の未加入率の差に繋がっていることを説明できる分析結果にはならなかった。しかし、鈴木＝周（2001）の結果を軽視することはできない。前章で述べたように、70 歳は保険料の 8.3 倍、50 歳は保険料の 3.2 倍、20 歳は

第 2-1 表

年齢別の保険料未納理由(主要回答)の推移							
主要回答	保険料が 高く、経済 的に支払 うのが困 難	国民年金を あてにしてい ない、また は、あてにで きない	支払う保険料 に比べて、受 けとる年金額 が少ないと感 じるから	うっかり りし て、忘 れた	後でま とめて 払おう と思っ た	これから保険 料を払っても 加入期間が少 なく、年金がも らえない	
平成 11 年 調査	総数	62.4	12.2	4.9	2.5	2.5	2.2
	20～24 歳	49.3	10.6	3.9	2.6	2.4	0.3
	25～29 歳	65.6	17.1	6.5	2.9	2.6	0.3
	30～34 歳	68.3	17.7	5.6	3.3	1.9	1.5
	35～39 歳	68.4	16.3	7.3	1.6	2.1	2.5
	40～44 歳	73.6	12.8	3.6	2.1	2.7	4.2
	45～49 歳	74.1	9.2	5.1	1.5	2.3	5.8
	58～54 歳	73.4	7.1	4.1	1.9	3.1	6.4
	55～59 歳	69.4	3.3	3.9	3.0	4.4	6.9
	平成 14 年 調査	総数	64.5	15.0	4.5	2.5	2.2
20～24 歳		56.3	14.2	3.5	3.9	2.3	0.6
25～29 歳		62.3	19.0	4.1	2.7	2.7	1.2
30～34 歳		67.9	17.8	6.1	1.4	2.0	1.6
35～39 歳		68.3	17.9	5.6	1.3	0.6	1.6
40～44 歳		76.1	12.5	4.4	2.2	1.5	1.6
45～49 歳		75.2	12.9	3.5	1.7	2.0	3.3
50～54 歳		69.6	9.0	4.4	1.3	3.4	7.0
55～59 歳		68.6	4.5	6.6	1.7	2.7	5.5

注) 未納者のうち回答不詳以外の者に対する割合である。

出所：社会保険庁 平成 14 年国民年金被保険者実態調査の結果（速報）より

保険料の 2.3 倍が給付額になると予測されている。国民年金未加入問題の主要な原因の 1 つとして、世代間不公平が挙げられることに変わりはない。第 3 章の分析の対象ではないが、前章で触れたように世代間不公平も未納問題の 1 つの要因であり、納付率低水準傾向の要因であると言える。

21 ページにある第 2-1 表は、社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」の結果である。この表を見ると、未納の最も一般的な要因は、経済的な問題（保険料が高く、経済的に支払うのが困難）であることが伺える。彼らは、保険料納付の意思があったとしても、納付できない。次に多いのが、国民年金に対する不信や不満（国民年金をあてにしない、または、あてにできない/支払う保険料に比べて受け取る年金が少ないと感じるから）を理由とする者である。彼らは、保険料を支払えるにもかかわらず、納めていない。一方、受給資格要件である 25 年加入に満たない者（これから保険料を払っても加入期間が少なく、年金がもらえない）は、潜在的に納付の意思がある可能性は否定できない。また、うっかり支払いを忘れた者（うっかりして、忘れた）および一括支払いを予定していた者（後でまとめて払おうと思った）は、保険料を納める意思が明確にある。

## 2. 都道府県データによる要因分析

第 3 章にて計量分析する際、47 都道府県の年次データ（1998 年度から 2002 年度を基本とする）を用いて、5 年分のデータをプーリングして分析を行う。国民年金に関する指標は、年次統計が中心であり、計量分析するに当たり標本数不足に陥りかねない。納付率、一人当たり所得および完全失業率などの都道府県別データを用いることで、そのようなタイムシリーズの標本数不足を避けられる。また、近年の標本のみをプーリングして分析すれば、長期の指標で分析するよりも最近の傾向がはっきりと示すことができる。都道府県別データを用いた山口＝青木（2005）の研究では、1997 年から 2002 年の間の納付率（*Pay*）を、プーリングデータを用いた同時方程式により分析した。大学生率（*unv*）、病死者指数（*DI*）、一人当たり生命保険保存契約残高（*LI*）、一人当たり預金残高（*s*）および人口密度（*pop*）で納付率を説明し、以下の結果を得ている。ただし以下の 2 式は、ともに大学生率、病死者指数および一人当たり生命保険契約残高について理論値を用いた二段階最小二乗法による推計結果である。

$$\textcircled{1} \quad Pay = -353.8 - 6.078unv + 0.162DI + 137.64 \ln(LI) - 39.029 \ln(s)$$

$$\begin{array}{cccccc} (-12.90) & (-5.70) & (3.74) & (15.64) & & (-6.91) \\ \text{標本数：282} & & R^2 = 0.6715 & & & \end{array}$$

$$\textcircled{2} \quad Pay = -379.4 - 0.008DI + 164.46 \ln(LI) - 51.70 \ln(s) - 12.58 \ln(pop)$$

$$\begin{array}{cccccc} (-13.47) & (-0.11) & (17.61) & (-11.74) & & (-5.70) \\ \text{標本数：282} & & R^2 = 0.6715 & & & \end{array}$$

①および②式の下にある括弧内の数字は t 値を表す。

これらのモデルより、山口＝青木(2005)は、国民年金における納付率には、大学生率、一人当たり預金残高、出生率、完全失業率および人口密度が負の影響を与えていることを示した。その中でも最も影響力が強いのが一人当たり預金残高であった。この結果をもとに、年金制度のあり方について論じ、25 年加入の受給資格要件の撤廃、未加入者や未納者への罰則強化、強制徴収を可能にするような制度への改善および年金手帳の通帳化を改善策として挙げている。また、47 都道府県を北海道・東北地方、関東地方、中部地方、関西地方、中国地方、四国地方および九州地方の 7 地方に分類し、その特徴を捉える分析も行っている。関東地方と中部地方は類似性が高く、人口密度が低い北海道・東北地方は他地方とは異なり特徴的であった。7 地方のうち、

納付率に負の影響を与える項目が最も多いのが近畿地方で、多少の経済負担の増加が納付率に大きな影響を与えていた。項目別に見ると、全ての地方において同じ効果を与えているのは、完全失業率のみであり、納付率に負の影響を与えていた。今回、納付率を分析するに当たり、本稿は山口＝青木(2005)で、有意な結果が出たモデルを参考にモデルを構築している。モデルの構築および説明変数については、第3章で述べる。

## 第2節 重回帰分析モデルの推計方法

第3章では、納付率を非説明変数として、最小自乗法を用いた重回帰分析を行う。ここでは重回帰分析についての理論を簡潔に紹介する。なお本節は、羽森(2000)『計量経済学』の第3章、第4章および第5章と、蓑谷(1998)『数理経済分析シリーズ第1巻 計量経済学(第2版)』の第2章および第3章を参考としている。

### 1. 重回帰モデルについて

説明変数を  $X_1, X_2, \dots, X_p$ 、非説明変数を  $Y$  とする。第  $i$  番目の観測値 ( $X_{i1}, X_{i2}, \dots, X_{ip}, Y_i$ ) について、そのときの誤差項  $u_i$  を用い、次のようにモデルを組み立てることが出来る。

$$Y_i = \beta_0 + \beta_1 X_{i1} + \beta_2 X_{i2} + \dots + \beta_p X_{ip} + u_i \quad i = 1, 2, \dots, p \quad (2.1)$$

この(2.1)式が、次の5つの仮定を満たすとき、(2.1)式を重回帰モデルと呼ぶ。重回帰分析とは、このモデルの未知パラメータである  $\beta_0, \beta_1, \dots, \beta_n$  を最小二乗法で推定し、最小二乗推定量である  $\hat{\beta}_0, \hat{\beta}_1, \dots, \hat{\beta}_n$  を求める行為である。なお、(2.1)式が重回帰モデルであるための5つの仮定とは、以下の通りである。

- ① 説明変数は固定値であり、確率変数ではない。
- ②  $E(u_i) = 0$  ,  $i = 1, 2, \dots, n$
- ③  $Cov(u_i, u_j) = 0$  ,  $i \neq j$  ,  $i, j = 1, 2, \dots, n$
- ④  $V(u_i) = E(u_i^2) = \sigma^2$  ,  $i = 1, 2, \dots, n$
- ⑤ 説明変数間に多重共線性がない。

また、最小二乗法によって推定した推定回帰式は、 $\hat{\beta}_0, \hat{\beta}_1, \dots, \hat{\beta}_n$  を用いて以下のように表せられる。

$$\hat{Y}_i = \hat{\beta}_0 + \hat{\beta}_1 X_{i1} + \hat{\beta}_2 X_{i2} + \dots + \hat{\beta}_p X_{ip} \quad i = 1, 2, \dots, p \quad (2.2)$$

(2.2)式における  $\hat{Y}_i$  は、 $Y_i$  の理論値である。最小二乗法とは、現実値である  $Y_i$  と理論値である  $\hat{Y}_i$  との残差  $e_i$  の二乗和を最小にするような推定量  $\hat{\beta}_0, \hat{\beta}_1, \dots, \hat{\beta}_n$  (最小二乗推定量) を求める行為である。

つづいて、(2.2)式の最小二乗推定量  $\hat{\beta}_0, \hat{\beta}_1, \dots, \hat{\beta}_n$  の導出までの過程を説明する。まず、残差  $e_i$  の二乗和について考える。

$$\begin{aligned} S &= \sum_{i=1}^{i=n} e_i^2 = \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{Y}_i)^2 \\ &= \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{\beta}_0 - \hat{\beta}_1 X_{i1} - \hat{\beta}_2 X_{i2} - \dots - \hat{\beta}_p X_{ip})^2 \end{aligned} \quad (2.3)$$

ここで(2.3)式は、残差  $e_i$  の二乗和について展開したものである。この(2.3)式が最小となるのは、次のときである。

$$\begin{aligned} \frac{\partial S}{\partial \hat{\beta}_0} &= -2 \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{\beta}_0 - \hat{\beta}_1 X_{i1} - \hat{\beta}_2 X_{i2} - \dots - \hat{\beta}_p X_{ip}) = 0 \\ \frac{\partial S}{\partial \hat{\beta}_1} &= -2 \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{\beta}_0 - \hat{\beta}_1 X_{i1} - \hat{\beta}_2 X_{i2} - \dots - \hat{\beta}_p X_{ip}) X_{i1} = 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \frac{\partial S}{\partial \hat{\beta}_2} &= -2 \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{\beta}_0 - \hat{\beta}_1 X_{i1} - \hat{\beta}_2 X_{i2} - \cdots - \hat{\beta}_p X_{ip}) X_{i2} = 0 \\ &\vdots \\ \frac{\partial S}{\partial \hat{\beta}_p} &= -2 \sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \hat{\beta}_0 - \hat{\beta}_1 X_{i1} - \hat{\beta}_2 X_{i2} - \cdots - \hat{\beta}_p X_{ip}) X_{ip} = 0 \end{aligned}$$

これらを整理すると、次のような未知パラメータについての連立一次方程式が導出できる。

$$\begin{aligned} n\hat{\beta}_0 + \hat{\beta}_1 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i1} + \hat{\beta}_2 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i2} + \cdots + \hat{\beta}_p \sum_{i=1}^{i=n} X_{ip} &= \sum_{i=1}^{i=n} Y_i \\ \hat{\beta}_0 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i1} + \hat{\beta}_1 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i1}^2 + \hat{\beta}_2 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i2} X_{i1} + \cdots + \hat{\beta}_p \sum_{i=1}^{i=n} X_{ip} X_{i1} &= \sum_{i=1}^{i=n} Y_i X_{i1} \\ \hat{\beta}_0 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i2} + \hat{\beta}_1 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i1} X_{i2} + \hat{\beta}_2 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i2}^2 + \cdots + \hat{\beta}_p \sum_{i=1}^{i=n} X_{ip} X_{i2} &= \sum_{i=1}^{i=n} Y_i X_{i2} \\ &\vdots \\ \hat{\beta}_0 \sum_{i=1}^{i=n} X_{ip} + \hat{\beta}_1 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i1} X_{ip} + \hat{\beta}_2 \sum_{i=1}^{i=n} X_{i2} X_{ip} + \cdots + \hat{\beta}_p \sum_{i=1}^{i=n} X_{ip}^2 &= \sum_{i=1}^{i=n} Y_i X_{ip} \end{aligned}$$

この連立一次方程式を正規方程式と呼ぶ。この方程式を解くと、最小二乗推定量  $\hat{\beta}_0, \hat{\beta}_1, \dots, \hat{\beta}_p$  が導出される。なお、この正規方程式の第 1 式の両辺を  $n$  で割ると、(2.4)式が導出される。なお、 $Y_i$  の標本平均を  $\bar{Y}$  とし、 $X_{i1}, X_{i2}, \dots, X_{ip}$  の標本平均を  $\bar{X}_1, \bar{X}_2, \dots, \bar{X}_p$  とする。

$$\bar{Y} = \hat{\beta}_0 + \hat{\beta}_1 \bar{X}_1 + \hat{\beta}_2 \bar{X}_2 + \cdots + \hat{\beta}_p \bar{X}_p \tag{2.4}$$

## 2. 決定係数 ( $R^2$ ) について

決定係数 ( $R^2$ ) と自由度修正済み決定係数 ( $\bar{R}^2$ ) について解説する。決定係数  $R^2$  とは、回帰推定式のあてはまり度合いを示している。決定係数  $R^2$  は以下のように定義される。

$$R^2 = \frac{\sum_{i=1}^{i=n} (\hat{Y}_i - \bar{Y})^2}{\sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \bar{Y})^2} = 1 - \frac{\sum_{i=1}^{i=n} e_i^2}{\sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \bar{Y})^2} \tag{2.5}$$

決定係数  $R^2$  は、 $0 \leq R^2 \leq 1$  の範囲で推移する。 $R^2 = 1$  のとき、(2.5)式より  $\sum_{i=1}^{i=n} e_i^2 = 0$  となり、(2.3)式より現実値である  $Y_i$  と理論値である  $\hat{Y}_i$  が等しくなる。よって、回帰推定式である(2.2)式が、現実値を求める等式となる。即ち、回帰式の当てはまりが良いといえる。一方、 $R^2 = 0$  のとき、(2.5)式より  $\sum_{i=1}^{i=n} (\hat{Y}_i - \bar{Y})^2 = 0$  となる。この式が成立するのは  $\hat{\beta}_0 = \hat{\beta}_1 = \dots = \hat{\beta}_p = 0$  となるときである。この場合、推定回帰式は当てはまらず、モデル自体に問題がある。このように決定係数  $R^2$  が大きいほど、モデルの当てはまりは良い。しかし、決定係数  $R^2$  には問題点がある。説明変数の数 ( $p$ ) が増加すると、 $\sum_{i=1}^{i=n} e_i^2$  の値が低下し、決定係数  $R^2$  が増加する。即ち、数学的意味の有無に関係なく、説明変数を加えると決定係数  $R^2$  は上昇するようになってしまうのである。この問題を解決するのが、自由度修正済み決定係数  $\bar{R}^2$  である。自由度修正済み決定係数  $\bar{R}^2$  は以下のように定義される。

$$\bar{R}^2 = 1 - \frac{n-1}{n-p-1} \times \frac{\sum_{i=1}^{i=n} e_i^2}{\sum_{i=1}^{i=n} (Y_i - \bar{Y})^2} \tag{2.6}$$



自由度修正済み決定係数  $\bar{R}^2$  の場合、説明変数の数  $p$  が増加すると自由度  $(n-p-1)$  の値も減少する。この為、説明変数の数  $p$  の増加が  $\bar{R}^2$  の上昇につながらない。このため、重回帰分析では回帰推定式の当てはまりを示す尺度として、自由度修正済み決定係数  $\bar{R}^2$  を主に用いる。

### 3. 有意性の検定について

重回帰モデル(2.1)式の係数の検定について説明する。仮定より  $u_i \sim N(0, \sigma^2)$  となる。ここで、モデルの係数の有意性は以下のように検定する。 $\beta_j$  (ただし  $j=0,1,\dots,p$ ) について、帰無仮説として  $H_0: \beta_j = 0$  とおき、対立仮説として  $H_A: \beta_j \neq 0$  とおく。

$$t = \frac{\hat{\beta}_j}{SE(\hat{\beta}_j)} \sim t(n-p-1)$$

上の式について  $t$  値を求め、 $t$  分布の百分位表を用いて、一定の有意水準下で帰無仮説が採択されるか棄却されるかを調べる。

### 4. ダミー変数について

標本の中に、突発的異常値が含まれる場合や、構造変化が起きた場合等には、ダミー変数を用いて異常値に対応した回帰式を定式化する。例えば、第  $k$  番目 (ただし  $1 \leq k \leq p$  とする) で異常値が発生している場合、以下のようなダミー変数を定義することで、異常値に対応したモデルを設定できる。

$$\begin{aligned} D_i &= 0 & (i = 1, 2, \dots, k-1, k+1, \dots, p) \\ D_i &= 1 & (i = k) \end{aligned}$$

このダミー変数を用いた重回帰モデルの例として、次のようなモデルを考えることができる。

$$Y_i = \beta_0 + \beta_1 X_{i1} + \beta_2 X_{i2} + \dots + \beta_p X_{ip} + \gamma D_i + u_i \quad i = 1, 2, \dots, p$$

## おわりに

第 2 章では、国民年金についての先行研究と重回帰分析の理論を紹介した。まず第 1 節では国民年金の未加入者および未納者に着目した研究を取り上げた。これらの研究から、国民年金の未加入者や未納者の特徴が挙げられた。つづいて第 2 節では、次章で行う重回帰分析の理論を紹介した。次章では本稿の核となる回帰分析について取り扱う。

## 第3章 国民年金納付率の要因分析

### はじめに

第2章では最小二乗法についての理論と都道府県別データを用いた先行研究について述べた。本章では1990年度、1995年および、1998年度～2002年度の国民年金の都道府県別納付率のデータを用いて最小二乗法による分析を説明する。まず第1節では納付率モデルを用いてプーリングデータによる分析を行い、その結果を吟味する。つづく第2節では、人口密度を尺度に都道府県を2つのグループに分類して分析を行い、得られた結果を検討し、納付行動の要因を探っている。

### 第1節 モデルの構築と実証結果

#### 1. 納付率モデルと仮説

非説明変数として使用するデータは1990年度、1995年度および1998年度～2002年度の国民年金の都道府県別納付率である。第2章で検証した先行研究を参考に、国民年金納付率に影響を及ぼす経済的要因を検証する。今回、説明変数として用いたデータは一人当たり所得、人口密度、完全失業率、合計特殊出生率、一人当たり個人預貯金残高、自宅逝去の割合、国民年金平均給付額、第1号被保険者割合および65歳以上の親族のいる世帯割合である。また、ダミー変数として、沖縄ダミーおよび2002年ダミーを用いる。モデルは、以下のようなものである。なお、多重共線性が発生しないようにモデルは調整されている。

- (1) 納付率 =  $f$  (人口密度, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第1号被保険者割合, 2002年ダミー, 沖縄ダミー)
- (2) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 完全失業率, 合計特殊出生率, 第1号被保険者割合, 2002年ダミー, 沖縄ダミー)
- (3) 納付率 =  $f$  (人口密度, 完全失業率, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 国民年金平均給付額, 2002年ダミー, 沖縄ダミー)
- (4) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第1号被保険者割合, 2002年ダミー, 沖縄ダミー)
- (5) 納付率 =  $f$  (完全失業率, 合計特殊出生率, 一人当たり個人預貯金残高, 65歳以上の親族のいる世帯割合, 沖縄ダミー)

注：(1)～(4)式は1998年度～2002年度のデータを、(5)式は1990年度、1995年度および2000年度のデータを用い

ている。

以下、納付率の分析において説明変数として用いたデータについて説明する。納付率決定式に一人当たり所得を入れることは、家計から保険料を支払うゆえ、当然であろう。所得の多い家庭は老後の心配が少ないため、納付率は低下すると考える。つづいて納付率のデータを見ると人口密度は、東京都 57.35%、大阪府 53.28% (2002 年) をはじめ都市圏でその低さが目立つことから、人口密度を分析に加えた。また、完全失業率は経済状態に影響すると考えられ、家計の収支にも影響する。さらに合計特殊出生率は、子供の数により子育てにかかる費用や将来のことと関係するであろう。また、一人当たり個人預貯金残高は、将来のための蓄えにより、納付率は変化すると考えられよう。将来の蓄えに余裕があれば、国民年金に加入しなくても老後の心配は少ないため、納付率は低下するであろう。さらに、自宅逝去の割合は、近い人の自宅で死去により、死を身近に感じ、老後への備えを意識するようになると考え、分析に加えている。また、国民年金平均給付額を分析に加えたのは、額の増減により国民年金への信頼感や不安感が変化し、納付率が変動するからである。さらに、現在の年金制度ではサラリーマン、公務員などの第 2 号被保険者と主婦などの第 3 号被保険者は自動で引き落とされるが、自営業者、学生、無職の第 1 号被保険者は自分で納めなければならない。それゆえ、第 1 号被保険者の割合を分析に加えている。また、65 歳以上の親族がいる世帯割合を加えたのは、実際に年金をもらっている人と一緒に暮らすことが納付率に影響を与えると思われるからである。さらに、2002 年度から国民年金の徴収が、市町村レベルから国レベル (社会保険庁) へと変更された。この結果、町内会の影響力が排除され、同時に保険料免除認定が厳しくなったため、納付率が急激に低下し、2001 年度までの納付率と直接比較することができない。そのため 2002 年ダミー変数を用いる。沖縄県は、国民年金制度発足時には日本返還されておらず、途中加入国民年金制度が定着しなかったという全国的に見て特異な経緯を持つ。納付率全国平均 62.76% に対し、沖縄県の納付率のみ 38.66% (2002 年) と突出して低いため、沖縄ダミーを入れていく。

使用したデータは 1990 年度、1995 年度および 1998 年度～2002 年度のものである。まず納付率のデータは、「社会保険事業の概要」(社会保険庁) より引用した。つづいて一人当たり所得は、「県民経済計算」(内閣府経済社会総合研究所) の表 1-6 の一人当たり県民所得より引用し、対数をとって計算した。人口密度は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院) から引用した面積を「県民経済計算」(内閣府経済社会総合研究所) の表 1-8 の総人口で除して対数をとっている。完全失業率は、「労働力調査」(総務省統計局) の都道府県別年平均結果を引用した。合計特出生率は、「人口動態調査」(厚生労働省統計データベース) の上巻「出生」の第 4.5 表である都道府県別にみた年次別合計特殊出生率より引用した。一人当たり個人預貯金残高は、「都道府県別個人預貯金残高」(金融広報中央委員会) より引用した個人預貯金残高を総人口で除し、それを一人当たり所得で除したものである。よって一人当たり個人預貯金残高 (所得比%) となっている。自宅逝去の割合は、「人口動態調査」(厚生労働省統計データベース) の上巻「死亡」の第 5.8 表の死亡の場所別にみた都道府県 (13 大都市再掲) 別死亡数百分率より引用した。国民年金平均給付額は、「社会保険事業の概要」(社会保険事業統計) より引用したデータを、一人当たり所得で除した所得比%となっている。第 1 号被保険者割合は、「事業年報」(社会保険庁) より引用し、総人口で除したものである。65 歳以上の親族のいる世帯割合は、「社会生活統計指標 一都道府県の指標一」(総務省統計局) より引用した。

## 2. 都道府県別データによる実証結果

### (1) 納付率の計測結果

1998 年度～2002 年度のデータと、1990 年度、1995 年度および 2000 年度のデータをプールして分析した納付率の計測結果を第 3-1 表に示している。まず一人当たり所得であるが、モデル②、④で有意水準 1% で有意な結果が得られている。符号は負と仮説どおりの結果が得られた。

つづいて人口密度であるが、モデル①、③で有意水準1%で負の有意な結果となった。また、完全失業率は、モデル②、③、⑤で負の値となり、有意水準1%で有意であった。つづいて合計特殊出生率は、すべてのモデルで正の値となり、有意水準1%で有意な結果となった。また、一人当たり個人預貯金残高はモデル①、⑤において有意水準1%で有意な結果となっている。符号は負となり、仮説どおりの結果が得られた。自宅逝去の割合はモデル①、③、④で正の値で、有意水準1%で有意であった。そして第1号被保険者割合はモデル①、②、④において負となり、有意水準1%で有意な結果となっている。65歳以上の親族がいる世帯割合はモデル⑤式において正の有意水準1%で有意な結果となった。さらに2002年ダミーはモデル①、②、③、④において有意水準1%で有意な結果となった。もちろん、符号は負である。最後に、沖縄ダミーもすべてのモデルで負となり、有意水準1%で有意な結果であった。

## (2) 計測結果の考察

ここまで、納付率と11個の変数との関係を分析した結果を述べてきた。これらの計測結果を考察していく。はじめに、各変数が納付率に及ぼす影響を考察する。まず一人当たり所得が1%上昇すると納付率は6.063~13.026%低下する。所得が多いと家計に安心感を与え、将来の備えへの意識が弱まるため、納付率が低下すると考える。つづいて人口密度は納付率に負の影響を与える。人口密度が1%増加すると、納付率は2.159~2.434%低下する。先行研究にもあるように、大都市ほど個人が無名化し自治体の影響力が少なくなることから起因しているからであろう。また、完全失業率の1%の増加は、納付率を2.357~3.168%低下させる。失業すると収入を得る手段を失い、家計が厳しくなるため保険料を支払う余裕がなくなる。さらに厚生年金や共済年金に加入していた者も失業により国民年金に加入しなければならないが、その手続きを忘れてしまうこともあるだろう。また、合計特殊出生率の1%の増加は、納付率を9.158~19.167%上昇させる。もともと納付率の低い都市部での合計特出生率が低いことが原因の一つである。そして、自宅逝去の割合が1%増加すると、納付率は0.414~0.580%上昇する。親族が自分の近くで死去することにより、死を身近に感じ、老後への備えを意識するのである。さらに、一人当たり個人預貯金残高が1%増加すると、納付率は0.018~0.044%低下することが分かった。貯蓄があれば年金に頼らずとも生活を営めるという考えからだろう。また、第1号被保険者割合の1%の増加は、納付率を1.058~1.400%低下させる。保険料が給料から天引きされる第2号被保険者やその人たちに扶養されている第3号被保険者と違い、自分で保険料を納めなければならない第1号被保険者の納付率が下がるのは当然の結果であろう。さらに、65歳以上の親族がいる世帯割合が1%増加すると、納付率が0.258%上昇する。やはり、年金をもらう身になっている人と暮らす子世帯は保険料を納付しなければならないと思うからであろう。また、親が年金をもらっているのに自分は保険料を支払わないという状況は少ないと考える。また、2002年ダミー変数が1%増加すると、納付率は9.684~10.667%低下するという結果を得た。これは切片ダミーであるので、グラフの切片が通常切片よりもマイナスされることを表している。つまり2002年度の徴収主体の変化により納付率が低下したことが証明された。最後に沖縄ダミーである。沖縄ダミーが1%増加すると納付率が9.601~20.267%低下することが分かった。これも切片ダミーなので、グラフの切片が通常切片よりもマイナスされることを示している。すなわち、沖縄県は納付率を低下させる原因を有していると考えられよう。

## 第2節 条件別データによる実証結果

### 1. 条件別モデルの構築

ここでは、1990年度、1995年度および1998年度~2002年度の国民年金の都道府県別データを用いる際の、データの分類について説明を行う。先行研究では7地方に分けて分析し、地

方ごとの特徴を検証していた。今回は、人口密度の大小により都道府県を二つに分類し、特徴を探る。本節の分析は、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院測図部調査資料課）から引用した面積を「県民経済計算」（内閣府経済社会総合研究所）の表 1-8 の総人口で除した値が、2002 年度時点で全国平均を上回っているか否かで分類した。分類結果は以下のとおりである。

人口密度が全国平均よりも上…宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県

人口密度が全国平均よりも下…北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県

これら 2 つの都道府県グループについて分析を行う。使用するモデルは次のようなものである。まず、人口密度が大きい都道府県グループで使用するモデルは次の 5 式である。

- (大 1) 納付率 =  $f$  (人口密度, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー, 沖縄ダミー)
- (大 2) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 完全失業率, 合計特殊出生率, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー, 沖縄ダミー)
- (大 3) 納付率 =  $f$  (人口密度, 完全失業率, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 国民年金平均給付額, 2002 年ダミー, 沖縄ダミー)
- (大 4) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー, 沖縄ダミー)
- (大 5) 納付率 =  $f$  (完全失業率, 合計特殊出生率, 一人当たり個人預貯金残高, 65 歳以上の親族のいる世帯割合, 沖縄ダミー)

また人口密度が小さい都道府県におけるモデルは、次の 5 式である。

- (小 1) 納付率 =  $f$  (人口密度, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー)
- (小 2) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 完全失業率, 合計特殊出生率, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー)
- (小 3) 納付率 =  $f$  (人口密度, 完全失業率, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 国民年金平均給付額, 2002 年ダミー)
- (小 4) 納付率 =  $f$  (一人当たり所得, 合計特殊出生率, 自宅逝去の割合, 第 1 号被保険者割合, 2002 年ダミー)
- (小 5) 納付率 =  $f$  (完全失業率, 合計特殊出生率, 一人当たり個人預貯金残高, 65 歳以上の親族のいる世帯割合)

※(1)~(4)式は 1998 年~2002 年のデータを、(5)式は 1990 年、1995 年および 2000 年のデータを用いている。

## 2. 条件別計測結果の考察

### (1) 人口密度が大きい都道府県

人口密度が大きい都道府県（以下「密度大」と表記する）の計測結果は第 3-2 表に示した。各変数が納付率に与える影響を見ていくと、まず一人当たり所得はモデル④で正となり 5%水準で有意となった。この場合、一人当たり所得が 1%増加すると、納付率が 8.809%上昇する。しかし、モデル②で、有意ではなく負の値という全国で分析したときと違った結果が出た。これは、所得が増えて保険料を支払う余裕が出来たためであろう。密度大では一人当たり所得はプラスに

もマイナスにも働くようである。また、人口密度はモデル①、③で負の値となり、それぞれ1%、5%水準で有意な結果となった。人口密度が1%増加すると納付率が1.714~2.077%低下する。都市部に行くほど納付率が下がるということが、ここでも証明された。さらに、完全失業率はモデル②、③、⑤においてそれぞれ1%、1%、5%で有意で、符号は負となった。完全失業率が1%増加すると納付率が2.017~3.328%低下する。また、合計特殊出生率はすべてのモデルにおいて正で有意であり、モデル⑤のみ5%水準、それ以外は1%水準で有意であった。さらに、合計特殊出生率が1%増加すると納付率は15.948~31.509%上昇する。係数の値が全国で分析したときよりも大きいのが特徴である。すなわち、密度大ほど合計特殊出生率に影響されることが分かる。これは都市部ではもともと出生率が低く、納付率も低いためこのような結果になったと考えられる。一人当たり個人預貯金残高は、モデル①では10%水準で有意であったのに対し、モデル⑤には有意な結果を得られなかった。両方のモデルで符号はともに負であった。モデル①で、一人当たり個人預貯金残高が1%増加すると、納付率は0.025%低下する。全国で分析したときよりも影響力が弱い。一人当たり所得のときと同様、貯蓄をする余裕があるならば保険料を支払う余裕があると思われる。また、自宅逝去の割合はモデル①、③、④において符号は正となりそれぞれ5%、10%、1%で有意となった。自宅逝去の割合が1%増加すると、納付率は0.339~0.558%上昇する。全国のときと同様であるが、影響力は若干弱い。

つづいて国民年金平均給付額はモデル③においてt値が0.59となり、統計的に有意でない。密度大では、国民年金納付率は給付額に影響されないことが示された。また、第1号被保険者割合はモデル①、②、④すべてにおいて、有意水準1%で有意な負の結果が得られた。第1号被保険者割合が1%増加すると、納付率は0.925~1.325%低下する。やはり第1号被保険者が多ければ多いほど納付率は低下する。さらに65歳以上の親族のいる世帯割合は、モデル⑤においてt値が1.29となり有意な結果を得られなかった。密度大では同世帯に年金を受給している人がいても、納付率に影響を及ぼさない。人口密度の高い都市部では核家族化が進み、65歳以上の親族と住む機会自体が減っているのが一因であると考えられる。2002年ダミーはモデル①、②、③、④すべてにおいて負の有意1%水準で有意であった。2002年ダミーが1%上昇すると納付率は8.328~9.733%低下する。最後に沖縄ダミーはすべてのモデルにおいて有意な結果となり、モデル⑤では5%水準、それ以外は1%水準で有意であった。符号は負の値であり、沖縄ダミーが1%増加したとき納付率は10.789~21.131%低下するという結果を得た。どちらも全国のときと同様の結果が得られたといえる。

## (2) 人口密度が小さい都道府県

人口密度が小さい都道府県（以下「密度小」と表記する）の計測結果は第3-2表に示した。各変数が納付率に与える影響について考察する。まず、一人当たり所得は、モデル②、④で有意水準1%で負の有意な結果となった。一人当たり所得が1%増加すると納付率は12.941~16.559%低下する。これは全国のときと同じ結果であるが、その傾向は強い。密度小では所得が増えるにつれ、他の財の消費が増加しているのであろう。また、人口密度はモデル①、③において負の値をとり、有意水準1%で有意であった。人口密度が1%増加すると納付率は2.653~4.253%低下する。密度小の中でもやはり人口密度が高いほど納付率が低下することが得られた。さらに、完全失業率は、モデル②、③、⑤において有意水準1%で有意となり、符号は負であった。完全失業率が1%増加すると、納付率は2.352~2.732%低下する。また、合計特出生率は、t値が0.52、0.79、1.45、0.74、0.40となり、すべてのモデルにおいて有意な結果を得られなかった。密度小では出生率は納付率に影響を与えないようである。さらに、一人当たり個人預貯金残高は、有意水準1%で有意となり、符号は負であった。個人預貯金残高が1%増えると納付率は0.025~0.004%減少する。密度小では預金を蓄えることで将来に備えるのであろう。これは年金制度に対する不信感の現れだと考えられる。また、自宅逝去の割合はモデル①、③、④で正となり、有意水準1%で有意という結果を得た。自宅逝去の割合が1%増加すると納付率は0.684~0.770%上昇し、その傾向は全国的分析と比較すると若干強い。

つづいて国民年金平均給付額は、モデル③において符号は正となり、有意水準 1% で有意となった。国民年金給付額が 1% 増加すると納付率は 0.532% 増加する。やはり給付額の水準が高いほど納付率は高くなる。さらに、第 1 号被保険者割合はモデル①、②、④で負となり、有意水準 1% で有意であった。第 1 号被保険者割合が 1% 増加すると、納付率は 1.197~1.437% 減少する。また、65 歳以上の親族のいる世帯割合は、モデル⑤において有意水準 1% で有意となり、符号は正であった。65 歳以上の親族のいる世帯割合 1% が増加すると、納付率は 0.265% 上昇する。自宅逝去の割合と併せて考えると、密度小では家族を気にする環境になるほど納付率は向上すると考えることができる。最後に 2002 年ダミーはモデル①、②、③、④で負となり、有意水準 1% で有意という結果を得た。2002 年ダミーが 1% 増加すると、納付率は 11.074~11.813% 減少し、全国の分析と同様の結果が得られた。

### 3. 分析結果の比較

これまでは 1990 年度、1995 年度および 1998 年度~2002 年度のデータを用い、人口密度を尺度として都道府県を分類し、分析した結果の考察をしてきた。以下に分析の結果をまとめる。(○×は結果が有意であるかどうかを示す。○内は係数の符号。)

- [一人当たり所得] ⊕、×…密度大 / ⊖…全国、密度小
- [人口密度] ⊖…全国、密度大、密度小
- [完全失業率] ⊖…全国、密度大、密度小
- [合計特殊出生率] ⊕…全国、密度大 / ⊖…密度小
- [一人当たり個人預貯金残高] ⊖…全国、密度大、密度小 / ×…密度大
- [自宅逝去の割合] ⊕…全国、密度大、密度小
- [国民年金平均給付額] ⊕…全国、密度小 / ×…密度大
- [第 1 号被保険者割合] ⊖…全国、密度大、密度小
- [65 歳以上の親族のいる世帯割合] ⊕…全国、密度小 / ×…密度大
- [2002 年ダミー] ⊖…全国、密度大、密度小
- [沖縄ダミー] ⊖…全国、密度大、密度小

これらの結果から、人口密度の違いによる特徴が見て取れる。特に結果が顕著に表れたのが、合計特殊出生率である。密度大ではすべて有意な結果が得られたのに対し、密度小では有意な結果が全く得られなかった。密度小では合計特殊出生率は納付率に影響を与えないという一方で、密度大では正の影響があるという結果が得られた。これは、次のように説明できる。都市ほど子どもを育てる際の養育費は高くなり、そのような養育費を払えるようなお金がある都市の家庭は、保険料を納付するため納付率と正の相関を持つと考えられる。都市では子どもの教育過程が多様化しており、塾に行かせたり、私立に行かせたりと何かと費用がかかる。その上で子どもを産もうとするということは、比較的裕福な家庭であるといえる。一人当たり所得の結果からも、密度大では裕福な家庭ほど納付率が高くなるという結果が出ているので、密度大では所得が多いほど納付率が上がるといえる。一方、密度小は一人当たり所得、完全失業率、一人当たり個人預貯金残高のほぼすべてにおいて負の値となり 1% 水準で有意な結果を得られた。一人当たり所得と一人当たり個人預貯金残高は、家計の収入源という同様の性質を持っていることから、密度小は収入源に影響されるといえる。また、密度小の方が、一人当たり個人預貯金残高や国民年金平均給付額に影響されていることから、年金への不信感や安定感について密度小は敏感であるといえる。さらに、自宅逝去の割合と 65 歳以上の親族のいる世帯割合が、家族間のつながりという面で同じ意味合いを持つ説明変数であることに着目すると、ここにもひとつの特徴が現れている。密度大は自宅逝去の割合で有意な結果を得たものの、密度小に比べその値を下げている。さらに密度大では 65 歳以上の親族がいる世帯割合で有意な結果を得られなかった。このことから、密度大では家族間のつながりが年金納付率に与える影響が弱いといえよう。一方、密度小では親

族の死を身近に感じ、また実際に年金を受給している人と同居することにより将来の備えを年金に求めていると考えられる。

## おわりに

第3章では、1990年度、1995年度、1998年度～2002年度の都道府県別データを用いて、国民年金納付率の要因について最小二乗法により分析を行ってきた。まず、全国的な傾向を確認した後、都道府県別データを人口密度によって二つに分類し、その特徴を捉える分析を行った。分析には比較を容易にするため、ダミー変数を除きすべて同じモデルを用いた。まず、プーリングデータによって行われた全国的な分析は、次のように要約されるであろう。

- (1) 一人当たり所得が増加すると、納付率は低下するという結果を得た。所得が多いことにより家計に安心感を与え、将来の備えを意識しにくくなるためと考えられる。
- (2) 人口密度が増加すると、納付率は低下することが分かった。山口＝青木(2005)より、大都市ほど個人が無名化することに加え、消費財が多種多様になり年金を重要視しないものと思われる。
- (3) 完全失業率が上昇すると納付率は低下するという結果となった。失業すると収入が減り保険料を納める余裕がなくなることから、当然の結果であるといえる。また、それまで厚生年金や共済年金に加入していた人が、失業により国民年金に加入しなければならないところ、手続きを忘れていたということも考えられる。
- (4) 合計特殊出生率は納付率に正の影響を与えることが得られた。もともと納付率の低い都市部での合計特殊出生率が低いため、このような結果になったと考えられる。
- (5) 一人当たり個人預貯金残高が増加すると、納付率は低下することが分かった。預金が増えれば老後は年金に頼る必要はない、といった考えが背景にあるものと思われる。
- (6) 自宅逝去の割合は納付率に正の影響を与えることが得られた。親族が自分の近くで死ぬことによって死を身近に感じ、老後の備えを意識することが原因として考えられる。
- (7) 国民年金平均給付額が増加すると納付率は上昇することが分かった。もらえる金額が多いほど納付率が上がることは納得できる。また、給付額の大小は安心感、信頼感にもつながると考えられる。
- (8) 第1号被保険者割合が増加すると納付率は低下するという結果を得た。第1号被保険者は、自分で年金を納めに行かなければならないため、納付率は下がるといえる。
- (9) 65歳以上の親族のいる世帯割合が増加すると納付率は上昇することが分かった。実際に年金を受け取っている人と同居することにより、同居子世帯の納付への義務感が高まると考えられる。
- (10) 2002年ダミーは納付率に負の影響を与えることが分かった。2002年の徴収主体の変化によって、納付率が下がったといえる。
- (11) 沖縄ダミーは納付率に負の影響を与えるという結果を得た。沖縄県の納付率が低いのは米国からの返還前に国民年金が発足したことと、失業率が高いことが原因とみられる。

つづいて人口密度別に分析を行った結果は、次のように要約されるであろう。まず人口密度が大きい都道府県では、家計の収入に関わる一人当たり所得と一人当たり個人預貯金残高であまり有意な結果を得られなかったため、これらの納付率への影響は少ない。しかし、合計特殊出生率や一人当たり所得が正の影響を与えるという結果より、比較的密度大では裕福な家庭ほど納付率が上昇するようである。また自宅逝去の割合や65歳以上の親族のいる世帯割合でも有意な結果が得られず、信憑性が落ちた。このことから、密度大では家族間のつながりが薄く、納付率に影響



響しにくいといえる。一方人口密度が小さい都道府県ではまず、一人当たり所得、完全失業率および一人当たり個人預貯金残高がほぼすべて 1%水準で負の値となったことから、収入源によって影響されやすいことが分かる。次に一人当たり個人預貯金残高、国民年金給付額の結果より、年金への不信感、安定感に敏感であるといえる。また合計特殊出生率が有意な結果を得られなかったことは、密度小の特徴である。そして自宅逝去の割合と 65 歳以上の親族のいる世帯割合がすべて 1%水準で有意であったことから、密度小では親族の死を身近に感じ、また実際に年金を受給している人と同居することにより将来の備えを年金に求めていると考えられる。以上の結果をもとに、つづく第 4 章では年金制度についての政策提言を行う。

第 3-1 表 都道府県別分析 OSL による納付率の計測結果

	①式	②式	③式	④式	⑤式
一人当たり所得 (ln)		<b>-13.026***</b> (-4.63)		<b>-6.063**</b> (-2.20)	
人口密度 (ln)	<b>-2.434***</b> (-7.33)		<b>-2.159***</b> (-5.75)		
完全失業率 (%)		<b>-3.168***</b> (-8.65)	<b>-2.748***</b> (-7.70)		<b>-2.357***</b> (-4.84)
合計特殊出生率	<b>10.888***</b> (3.91)	<b>9.158***</b> (2.90)	<b>9.672***</b> (3.28)	<b>19.167***</b> (6.44)	<b>12.553**</b> (2.56)
一人当たり個人 預貯金残高 (所得比%)	<b>-0.018**</b> (-2.10)				<b>-0.044***</b> (-2.83)
自宅逝去の割合 (%)	<b>0.579***</b> (6.67)		<b>0.414***</b> (4.28)	<b>0.580***</b> (5.96)	
国民年金平均給付額 (所得比%)			<b>0.344**</b> (2.32)		
第 1 号被保険者割合 (人口比%)	<b>-1.262***</b> (-7.88)	<b>-1.058***</b> (-6.27)		<b>-1.400***</b> (-8.14)	
65 歳以上の親族 のいる世帯割合 (%)					<b>0.258***</b> (2.82)
2002 年ダミー	<b>-10.667***</b> (-17.11)	<b>-9.684***</b> (-14.86)	<b>-10.242***</b> (-15.49)	<b>-10.239***</b> (-14.80)	
沖縄ダミー	<b>-16.198***</b> (-6.43)	<b>-10.762***</b> (-3.89)	<b>-17.516***</b> (-7.02)	<b>-20.266***</b> (-7.48)	<b>-9.601**</b> (-2.06)
標本数	<b>235</b>	<b>235</b>	<b>235</b>	<b>235</b>	<b>141</b>
補正済み決定係数	<b>0.838</b>	<b>0.830</b>	<b>0.837</b>	<b>0.804</b>	<b>0.602</b>

注 1: \*\*\* 有意水準 1% で統計的に有意。 \*\* 有意水準 5% で統計的に有意。 \* 有意水準 10% で統計的に有意。

注 2: 括弧内の数字は t 値を表す。

第 3-2 表 人口密度別分析 OLS による納付率の計測結果

説明変数	①式		②式		③式		④式		⑤式	
	大	小	大	小	大	小	大	小	大	小
一人当たり所得(ln)			<b>-3.451</b> (-0.85)	<b>-16.559***</b> (-3.63)			<b>8.809**</b> (2.37)	<b>-12.941***</b> (-3.29)		
人口密度(ln)	<b>-2.077***</b> (-3.19)	<b>-2.653***</b> (-3.05)			<b>-1.714**</b> (-2.39)	<b>-4.253***</b> (-4.63)				
完全失業率(%)			<b>-3.328***</b> (-6.19)	<b>-2.514***</b> (-4.81)	<b>-3.237***</b> (-6.25)	<b>-2.352***</b> (-4.61)			<b>-2.017**</b> (-2.52)	<b>-2.732***</b> (-4.43)
合計特殊出生率	<b>15.948***</b> (3.34)	<b>2.209</b> (0.52)	<b>16.582***</b> (3.70)	<b>3.413</b> (0.79)	<b>16.392***</b> (3.99)	<b>6.038</b> (1.45)	<b>31.509***</b> (7.35)	<b>2.999</b> (0.74)	<b>18.958**</b> (2.28)	<b>2.520</b> (0.40)
一人当たり個人 預貯金残高(所得比%)	<b>-0.025*</b> (-1.73)	<b>-0.025**</b> (-2.17)							<b>-0.058</b> (-1.66)	<b>-0.044***</b> (-2.83)
自宅逝去の割合(%)	<b>0.405**</b> (2.38)	<b>0.770***</b> (6.74)			<b>0.339*</b> (1.98)	<b>0.634***</b> (4.76)	<b>0.558***</b> (3.46)	<b>0.687***</b> (6.19)		
国民年金平均給付額 (所得比%)					<b>0.141</b> (0.59)	<b>0.532***</b> (2.74)				
第 1 号被保険者割合 (人口比%)	<b>-1.325***</b> (-4.43)	<b>-1.254***</b> (-6.52)	<b>-0.925***</b> (-3.49)	<b>-1.197***</b> (-5.65)			<b>-1.206***</b> (-4.15)	<b>-1.437***</b> (-7.50)		
65 歳以上の親族 のいる世帯割合(%)									<b>0.257</b> (1.29)	<b>0.265***</b> (2.50)
2002 年ダミー	<b>-9.733***</b> (-10.02)	<b>-11.580***</b> (-14.18)	<b>-8.328***</b> (-9.51)	<b>-11.074***</b> (-12.23)	<b>-8.634***</b> (-9.99)	<b>-11.333***</b> (-12.04)	<b>-8.365***</b> (-8.50)	<b>-11.813***</b> (-14.13)		
沖縄ダミー	<b>-18.678***</b> (-4.91)		<b>-10.789***</b> (-3.01)		<b>-17.615***</b> (-6.40)		<b>-21.131***</b> (-5.56)		<b>-14.342***</b> (-2.06)	
標本数	<b>100</b>	<b>135</b>	<b>100</b>	<b>135</b>	<b>100</b>	<b>135</b>	<b>100</b>	<b>135</b>	<b>60</b>	<b>81</b>
補正済み決定係数	<b>0.843</b>	<b>0.780</b>	<b>0.868</b>	<b>0.747</b>	<b>0.882</b>	<b>0.751</b>	<b>0.834</b>	<b>0.770</b>	<b>0.593</b>	<b>0.464</b>

注 1： 表内の大小は、それぞれ人口密度が大きい都道府県、人口密度が小さい都道府県を表す。

注 2： \*\*\* 有意水準 1%で統計的に有意。 \*\* 有意水準 5%で統計的に有意。 \* 有意水準 10%で統計的に有意。

注 3： 括弧内の数字は t 値を表す。

# 第4章 年金制度についての政策提言

## はじめに

第3章では、47都道府県別年次データを用いた重回帰分析により納付率の要因分析をおこなひ、それぞれの指標と納付率との傾向および影響力の度合いを調べた。また、都道府県別データによる条件別分析では、人口密度の大小によって都道府県を2つのグループに分類し、それぞれの特徴を探った。本章では、まず第1節で第3章の分析結果に基づき、納付率向上につながる有効な政策提言を行う。つづく第2節では、これまで本論文で議論してきたことを総じて今後の展望を述べる。

## 第1節 納付率の向上を目指して

得られた分析結果より、納付率の向上を目指して、以下に政策提言を行う。

### 1. 確定申告時保険料徴収システムの構築

第1号被保険者の割合は国民年金納付率に負の影響を与えるという分析結果がでた。自営業者は第1号被保険者にあたり、保険料の納入方法は、社会保険庁の発行する納付書により金融機関や郵便局で納付する。また、納入の手間や納め忘れをなくするため口座振替による納付もできる。よって、給料から天引きされる第2号被保険者と違い、個別で保険料を納めなければならない。第2章にて関連資料を取り上げたが、自主納付である自営業者による納め忘れや制度不信などによる滞納が発生している。2002年度の未納率は37%で、実に10人のうち4人が保険料を納めていない計算になる。この未納率を改善することが、直接、国民年金の納付率向上につながるの明白である。

そこで、確実に徴収する方法として、確定申告時にきちんと年金を納めているかどうかの確認をするという政策を提言する。確定申告とは、一年間の所得とそれに対する所得税の金額を税務署に申告し、納税することであるが、自営業者は必ず確定申告を行わなければならない。税務署に社会保険庁の職員を置くなど、何かしらの連携体制を整え、未納者にはその場で通告し、確実に

に保険料を徴収できるようなシステムにする。また、確定申告時に未納が指摘されたものの、経済的問題により保険料が支払えない低所得者に対しては、本人の申請によって国民年金保険料全額免除制度や、2002年4月から導入された第1号被保険者についての国民年金保険料半額免除制度への申請を積極的に促す。

## 2. 基礎年金番号の利用

完全失業率の割合は、国民年金納付率に負の影響を与えるという分析結果がでた。失業し、職を失うことで、第2号被保険者だった者が第1号被保険者になる。この時に届け出を怠ると、国民年金保険料は未納扱いになってしまう。そのため、年金を受給するための25年という加入期に満たなくなることや、将来受け取る年金額が少なくなることが起こり得る。「若年者納付猶予制度」といって、失業してしまい就職が困難で、保険料を納めるのが経済的に困難な30歳未満の者には、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度がある。保険料が納められないために国民年金を未納のままで過ごしてしまうと、必要なときに年金が受けられなくなる可能性がある。届け出や制度を知らないと納付率は低下するが、制度を利用しないで損を被るのは、被保険者自身である。そこで、基礎年金番号の使用頻度を増やすことで、納付への関心と年金制度の知名度向上させるという政策を提言する。基礎年金番号制度は平成9年から導入され、加入する年金制度が遷移しても同じ年金番号を使うことになった。この際、加入者全員に基礎年金番号通知書が送られた。基礎年金番号の導入により、年金の加入記録は基礎年金番号一本で管理されることになり、制度ごとに必要となっていた各種届け出が、基礎年金番号一本で済むようになった。この基礎年金番号を、土地取引、株取引および各種免許更新等の際に「提示」を必須とし、基礎年金番号の情報を端末で社会保険庁に問い合わせる体制を整える。そして、もし未納が発覚した場合には、そのような行為を行えない、もしくは制約を受けるようにする。年金を納めないことによってこのような行為ができなくなるとなれば、納付への関心が高まり、未納者も減るのではないかと考える。基礎年金番号を頻繁に使うこの対策によって年金への関心や知名度の向上にも役立つと考えられる。

## 3. 地域別の政策提言

人口密度が低い地域で自宅逝去の割合が高い、65歳以上の親族がいる世帯割合が高いと納付率が上昇するという分析結果がでた。そこで、拡大家族の推進を提言する。分析結果より特に人口密度の低い地域でこの政策を推進していくことがよいと思われる。実際に年金をもらっている高齢者と暮らすことで、年金に対する意識も高まり、未納者が減るのではないかと考える。具体的な政策として、親と同居している場合に相続税を軽減することを提案する。これにより子世帯の、同居へのインセンティブが働くと考えられる。ただし、同居を認める範囲を、暫定的に相続税が発生する3年前から同居していた場合と定めておく。こうすることで、所得税軽減のための直前の同居を排除できる。この政策は、分析結果より主に人口密度が小さい地域で行えばよいが、やはり全国的に行うべきだと思う。人口密度が多い地域で有意な結果が出なかった原因は65歳以上の親族と住める環境の人が少ないからだと考える。都会では、地元を離れて就職し、そこで結婚して家庭を持つ人は少なくないだろう。そのような状況では親と同居することが難しい。しかし全国的にみて核家族化が進んでいる傾向にあるため、拡大家族の推進は全国的に展開していきたい。

また、人口密度の高い地域で合計特殊出生率が高いと納付率が上がるという分析結果がでた。そこで都市部における仕事と子育ての両立を可能とする保育サービスを充実させる政策を提言する。上記の政策と関連するが、やはり都市部では働く女性が多い。仕事を持つ女性にとって子育てにはかなりの負担がかかる。それを少しでも解消するため、保育サービスの充実を提案す

る。現在、都市部を中心に、保育所への入所待ち児童、すなわち待機待ち児童が問題となっている。保育所の受け入れ人数や保育所の数を増やすこと、預かり時間を拡大させることおよび待機児童をなくし女性が働きやすい環境を作ることが大切である。女性が安心して働けるようになれば、少子化対策につながる。

## 第2節 今後の展望

未納者を減らすために、納付行動の要因分析をし、有効な政策提言を行ってきた。そもそもなぜこのような政策提言をしようと考えたのだろうか。その理由は、現在の年金制度に多くの国民が疑問を持ち、不信感を抱いているからだ。保険料を支払っている人なら、「将来、自分はいくら年金を受給できるのだろうか？」と一度は考えたことがあるだろう。受給直前の世代だけでなく、若年世代も含めた多くの人にとって、年金はいまや最大の関心事である。すべての国民が年金に加入し、将来、仕事を引退した後にそれまで支払ってきた保険料に応じた年金を受け取るという「国民皆年金」が制度として確立して、すでに40年以上の歳月が経過した。5年に一度、年金改革が行われてきたものの、土台からやり直す抜本的なものではなかったため、社会の変化に対応できていない。高齢化が進展すると同時に、2004年の出生率は1.29であるように少子化も進展している。「世代と世代の助け合い」を理念としている年金制度は、このまま少子高齢化が進めば、若い世代が圧倒的に不利になる。経済白書の分析によると、平均的な大卒男子は1965年生まれ前後を境にして、それ以降の若い世代は年金総支給額よりも、保険料総額のほうが高くなるという推計が得られている。また、「夫は会社員、妻は専業主婦」といった時代ではもうない。シングル世帯や共働き世帯の増加の一方で、離婚が増加するなど、家族形態は多様化し、その変化は著しい。また、雇用面では、パートやアルバイトなどの短時間労働者が増加している。このような社会の変化に対応できる制度を作るべきであろう。公的年金制度を信頼できる制度に再構築するためには、政府は改革を先送りしてはならない。将来の日本の経済構造や社会構造について確実性の高い見込みを国民に示し、説明することで、国民自らが費用分担を納得し受け入れるような制度が、今求められている。年金制度に関する情報を広く開示することも、国民が年金制度を納得し受け入れる上で、必要不可欠である。

また、人口密度の大小によって都道府県を2つのグループにわけた分析から得られたように、納付に対する人々の行動は地域条件により特徴がある。例えば、人口密度の高い地域では一人当たり所得や個人預貯金残高が国民年金納付率に対して有意ではなかったのに対し、人口密度の低い地域では高い負の影響力があることが示された。このことより、人口密度の高い地域では保険料を支払えない人への対策、人口密度の低い地域では保険料を支払えるも関わらず納付しない人への対策を重点的にやるべきである。このように、地域条件をより踏まえた政策を考え、行うのが効果的であると考えられる。さらに述べれば、公的年金制度を政府のみに任すのは不十分である。国民一人一人が公的年金制度を自分自身の問題と捉え、より自覚を持ち、複雑化した年金制度の知識を自主的に身につけ、政府に問いかけるべきである。これまでは、将来受け取る年金の見込み額を58歳以上でなければ、社会保険事務所で教えてもらうことができなかった。しかし、平成16年1月からは、情報開示年齢が55歳に引き下げられ、平成16年の年金改正で、平成20年4月から個人の年金の情報を定期的に通知するサービスが導入されることになった。これらの仕組みを有効に利用すれば、将来の年金見込み額を簡単に知ることができる。見込み金額がわかれば、老後の年金以外の資金準備を早めに取り掛かることができ、将来の生活設計も立てやすくなると思われる。自身の老後の生活は、若い時の選択と行動に大きな影響を受ける。現役世代のときに年金をきちんと納付することで、受給時の生活水準は一定水準以上に保たれるのである。

## おわりに

第4章では、第3章で行った47都道府県別データによる重回帰分析と、都道府県を人口密度の大小によって2つに分けた条件別分析によって得られた結果より、納付率を向上させるための有効な政策提言を行った。まず一つ目は、保険料が自発的納付であるため未払いが問題になっている第1号被保険者である自営業者の納付率を向上させるための政策である。自営業者が1年に1回必ず行わなければならない確定申告時に年金を納めているかを税務署と社会保険庁が連携して、確認する制度をつくるという政策を提言した。つぎに二つ目は、納付への関心と年金制度についての知名度向上のために、年金に加入すると必ず発行される基礎年金番号の使用頻度を増やす政策提言を行った。最後に三つ目は、人口密度の低い地域では、拡大家族の推進、人口密度の高い地域では保育サービスの充実を計る政策を提言した。これまで本稿で述べてきたことや政策提言をまとめると、日本の社会や経済の変化に年金制度が適合するためには、年金制度に関する情報を開示し国民からの信頼を得ること、より地域に密着した納付率向上政策を行うこと、そして国民一人一人が年金制度に関心を持ち自身の問題として捉えることが大切である。国民の納得を得て、保険料を自ら進んで納付するような信頼感のある年金制度が確立されることを心より願っている。

## 《参考文献》

- [1] 簗谷千風彦 (1998) 『数理経済分析シリーズ第1巻 計量経済学 (第2版)』多賀出版
- [2] 羽森茂之 (2000) 『計量経済学』中央経済社
- [3] 木村陽子 (2003) 『自分を守るための年金知識』筑摩書房
- [4] 保坂展人 (2004) 『年金を問う』岩波書店
- [5] 本沢一善 (2005) 『社会保障と年金制度』ミネルヴァ書房
- [6] 山口三十四＝青木典子(2005) 「日本の国民年金納付率に関する実証的分析」『*Discussion Paper No.0432*』, March, 2005, Graduate School of Economics, Kobe University.
- [7] 鈴木亘＝周燕飛 (2005) 「年金未加入者の経済分析：年金未加入者のコホート効果に焦点を当てて」東京教育大学『特定領域研究「制度の実証分析」ディスカッションペーパーNo.75』  
<[http://www2.e.u-tokyo.ac.jp/~seido/DP/p75\\_Suzuki.pdf](http://www2.e.u-tokyo.ac.jp/~seido/DP/p75_Suzuki.pdf)> (2005/11/4 アクセス)
- [8] 鎮目真人 (2001) 「公的年金支出の決定要因－制度論アプローチによる計量分析－」『季刊社会保障研究第37巻・第1号』<<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/15480708.pdf>> (2005/11/8 アクセス)
- [9] 田中章二 (2005) 『2006年度最新版 知って得するあなたの年金』高橋書店
- [10] 加藤寛 (2004) 『30分でわかる年金のしくみ』実業之日本社
- [11] All About<<http://allabout.co.jp/finance/nenkin/closeup/CU20020924/>> (2005/10/29 アクセス)
- [12] 厚生労働省年金局 HP<<http://www.mhlw.go.jp/>> (2005/10/31 アクセス)
- [13] 日本総研 HP<<http://www.jri.co.jp/JRR/2003/09/op-pension.html>> (2005/11/2 アクセス)
- [14] 社会保険庁 HP<<http://www.sia.go.jp/>> (2005/11/4 アクセス)
- [15] 中島邦夫＝臼杵政治 (2005) 「国民年金の未納要因」『ニッセイ基礎研 REPORT2005年6月号』<<http://www.nli-research.co.jp/doc/eco0506a.pdf>> (2005/11/4 アクセス)
- [16] 須藤一則 (2004) 「よくわかる年金 公的年金の基本と2004年制度改革(その5)」『第一生命経済研レポート2004年9月号』<[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/monthly/pdf/0409\\_a.pdf](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/monthly/pdf/0409_a.pdf)> (2005/11/5 アクセス)
- [17] Wikipedia<<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B4%E9%87%91%E6%9C%AA%E7%B4%8D%E5%95%8F%E9%A1%8C>> (2005/11/8 アクセス)
- [18] ふくしチャンネル<<http://www.fukushi.com/>> (2005/11/13 アクセス)
- [19] 小椋正立＝千葉友次郎 (1991) 「公平性から見たわが国の社会保険料負担について」『フィナンシャルレビュー第19号』大蔵省財政金融研究所<[http://www.mof.go.jp/f-review/r19/r\\_19\\_027\\_053.pdf](http://www.mof.go.jp/f-review/r19/r_19_027_053.pdf)> (2005/11/13 アクセス)
- [20] 阿部彩 (2001) 「国民年金の保険料免除制度改正－未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究 No.43』日本経済研究センター

## 《データ出典》

○都道府県別人口および県民所得  
内閣府 HP 統計情報より平成14年度「県民経済計算」1-3 県民所得 1-8 総人口  
<[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kenmin/h14/8\\_kenmin.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kenmin/h14/8_kenmin.xls)>  
(2005/11/1 アクセス)

○国民年金受給者人口および国民年金平均受給額  
社会保険庁 HP 社会保険事業統計より「社会保険事業の概要」1998-2003  
<<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/index.htm>>



・参考資料：老齢年金 都道府県別受給者数及び平均年金受給額  
(2005/11/1 アクセス)

○第1号被保険者数  
社会保険庁「事業年報」1998 - 2002

○国民年金納付率  
社会保険庁 HP 社会保険事業統計より「社会保険事業の概要」1998-2003  
<<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/index.htm>>

・参考資料：都道府県別 国民年金免除率及び納付率（検認率）  
(2005/11/1 アクセス)

○都道府県別面積  
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」1998 - 2003  
<<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO/title.htm>>  
(2005/11/1 アクセス)

○自宅逝去の割合および合計特殊出生率  
厚生労働省 HP 厚生労働省統計データベースより「人口動態調査」1998 - 2003  
<[http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/cgi/sse\\_kensaku](http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/cgi/sse_kensaku)>  
・上巻 死亡 第5.8表 死亡の場所別にみた都道府県（13大都市再掲）別死亡数百分率  
・上巻 出生 第4.5表 都道府県別にみた年次別合計特殊出生率  
(2005/11/1 アクセス)

○都道府県別 個人預貯金残高  
金融広報中央委員会 HP 暮らしと金融なんでもデータより「都道府県別個人預貯金残高」  
<<http://www.shiruporuto.jp/kinyu/stat/stat-00.html>>  
(2005/11/1 アクセス)  
貯蓄広報委員会『暮らしと金融なんでもデータ』

○完全失業率  
総務省統計局 HP 「労働力調査」都道府県別年平均結果（試算値）  
<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/2004n/ft/zuhyou2/ken01.xls>>  
(2005/11/1 アクセス)

## 《統計資料》

## 1990 年の資料

		国民年金納付率	総人口	完全失業率	合計特殊 出生率※	個人預貯金残高	(一人当たり)	65 歳以上の親族 のいる世帯割合
		(%)	(人)	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)
北海道		85.2	5,643,647	3.6	1.43	160,646	118,259	23.14
青森県		79.9	1,482,873	4.5	1.56	36,375	109,363	30.61
岩手県		91.0	1,416,928	2.6	1.72	38,770	124,656	34.39
宮城県		87.4	2,248,558	2.7	1.57	58,758	106,442	27.70
秋田県		91.1	1,227,478	2.7	1.57	30,870	115,522	38.53
山形県		92.7	1,258,390	1.7	1.75	37,076	126,832	42.74
福島県		85.4	2,104,058	2.4	1.79	62,214	122,134	35.35
茨城県		83.9	2,845,382	2.4	1.64	101,741	121,373	29.20
栃木県		82.3	1,935,168	2.3	1.67	73,116	132,711	29.89
群馬県		88.0	1,966,265	2.5	1.63	77,731	143,649	30.33
埼玉県		84.5	6,405,319	2.7	1.50	203,867	105,042	18.95
千葉県		82.6	5,555,429	2.7	1.47	173,078	101,481	20.55
東京都		78.6	11,855,563	3.1	1.23	690,234	140,629	19.40
神奈川県		81.8	7,980,391	3.0	1.45	263,230	103,595	18.21
新潟県		94.9	2,474,583	2.0	1.69	84,412	136,720	38.00
富山県		91.6	1,120,161	2.0	1.56	47,028	136,309	38.68
石川県		89.9	1,164,628	2.3	1.60	45,688	146,161	32.14
福井県		91.9	823,585	1.9	1.75	36,911	169,956	37.53
山梨県		90.7	852,966	2.4	1.62	37,756	157,468	34.38
長野県		91.1	2,156,627	1.7	1.71	90,315	154,989	37.34
岐阜県		90.2	2,066,569	2.0	1.57	92,288	161,161	31.66
静岡県		89.1	3,670,840	2.4	1.60	140,880	127,672	28.60
愛知県		87.0	6,690,603	2.5	1.57	273,352	122,360	22.20
三重県		87.1	1,792,514	2.6	1.61	74,514	151,437	32.24
滋賀県		93.7	1,222,411	2.2	1.75	48,983	132,291	30.85
京都府		86.5	2,602,460	2.8	1.48	118,307	161,951	26.51
大阪府		79.0	8,734,516	4.2	1.46	388,475	127,183	20.60
兵庫県		86.6	5,405,040	3.3	1.53	215,792	148,860	26.61
奈良県		84.0	1,375,481	2.9	1.49	58,405	154,800	28.00
和歌山県		86.3	1,074,325	3.4	1.55	53,145	211,856	34.94
鳥取県		90.8	615,722	2.5	1.82	21,073	137,892	39.55
島根県		91.7	781,021	1.9	1.85	24,348	139,608	42.26
岡山県		88.4	1,925,877	2.9	1.66	73,631	141,549	33.00
広島県		86.4	2,849,847	2.6	1.63	108,154	133,677	28.03
山口県		91.8	1,572,616	2.8	1.56	56,340	142,391	33.08
徳島県		83.2	831,598	3.9	1.61	36,110	176,442	34.89
香川県		89.3	1,023,412	3.1	1.60	46,768	182,573	34.34
愛媛県		88.5	1,515,025	3.7	1.60	57,550	168,603	32.51
高知県		84.6	825,034	4.7	1.54	31,322	178,909	34.19
福岡県		85.6	4,811,050	4.5	1.52	143,663	117,981	25.97
佐賀県		88.8	877,851	2.8	1.75	27,524	140,600	37.13
長崎県		85.3	1,562,959	3.5	1.70	42,892	137,077	32.11
熊本県		90.1	1,840,326	3.2	1.65	51,361	124,592	34.06
大分県		83.7	1,236,942	3.3	1.58	38,166	129,372	33.22
宮崎県		88.7	1,168,907	3.4	1.68	28,671	114,617	30.10
鹿児島県		87.0	1,797,824	3.4	1.73	47,182	127,584	32.39
沖縄県		66.1	1,222,398	7.7	1.95	25,207	108,875	23.62
全 国		86.89	123,611,167	3.0	1.62	4,673,919	137,770	31.06

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## 1995 年の資料

			国民年金納付率	総人口	完全失業率	合計特殊 出生率※	個人預貯金残高	(一人当たり)	65歳以上の親族 のいる世帯割合
			(%)	(人)	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)
北海道			83.4	5,692,321	4.4	1.31	211,212	134.730	26.64
青森県			85.3	1,481,663	5.0	1.56	49,111	135.732	34.56
岩手県			89.3	1,419,505	3.2	1.62	52,351	143.445	38.68
宮城県			85.8	2,328,739	3.9	1.46	78,311	123.406	30.16
秋田県			92.0	1,213,667	3.4	1.56	41,627	144.659	43.75
山形県			94.1	1,256,958	2.7	1.69	50,013	155.244	47.01
福島県			86.7	2,133,592	3.4	1.72	81,644	140.168	38.81
茨城県			83.7	2,955,530	3.8	1.53	136,463	148.750	31.39
栃木県			81.9	1,984,390	3.7	1.52	96,537	151.694	32.54
群馬県			85.5	2,003,540	3.7	1.56	103,397	168.156	33.19
埼玉県			82.6	6,759,311	4.4	1.41	277,545	122.864	21.26
千葉県			81.7	5,797,782	4.3	1.36	241,065	126.111	22.95
東京都			78.3	11,773,605	4.9	1.11	829,339	169.654	22.41
神奈川県			80.0	8,245,900	4.6	1.34	362,924	131.342	21.16
新潟県			94.8	2,488,364	2.7	1.59	115,569	164.054	41.05
富山県			91.3	1,123,125	2.8	1.49	63,961	174.210	41.30
石川県			87.8	1,180,068	3.3	1.46	61,332	179.590	33.93
福井県			89.9	826,996	2.5	1.67	49,453	206.344	40.98
山梨県			88.9	881,996	3.4	1.60	48,937	192.721	36.11
長野県			90.8	2,193,984	2.5	1.64	123,181	193.870	39.96
岐阜県			89.6	2,100,315	3.2	1.49	123,998	201.014	35.12
静岡県			89.0	3,737,689	3.5	1.48	189,731	155.902	31.98
愛知県			85.0	6,868,336	3.7	1.47	367,893	151.567	24.90
三重県			87.4	1,841,358	3.4	1.50	99,305	177.870	34.87
滋賀県			92.5	1,287,005	3.1	1.58	64,781	152.900	32.62
京都府			84.3	2,629,592	4.4	1.33	147,303	184.450	28.69
大阪府			78.6	8,797,268	6.2	1.33	486,553	162.096	23.42
兵庫県			89.6	5,401,877	5.1	1.41	242,743	148.748	29.29
奈良県			86.1	1,430,862	4.2	1.36	76,436	186.066	30.55
和歌山県			84.8	1,080,435	4.5	1.48	67,830	250.320	37.94
鳥取県			91.8	614,929	3.0	1.69	27,894	172.411	42.98
島根県			92.4	771,441	2.4	1.73	32,341	170.765	45.85
岡山県			86.9	1,950,750	3.7	1.55	99,717	175.661	35.20
広島県			83.9	2,881,748	3.7	1.48	144,529	167.177	30.34
山口県			90.0	1,555,543	3.6	1.50	74,832	170.894	36.27
徳島県			83.5	832,427	4.5	1.52	49,668	219.524	38.40
香川県			89.5	1,027,006	3.9	1.51	63,181	220.579	36.80
愛媛県			89.2	1,506,700	4.4	1.53	75,749	194.562	35.61
高知県			86.2	816,704	5.4	1.51	41,237	207.189	37.84
福岡県			87.1	4,933,393	5.5	1.42	191,000	143.604	28.47
佐賀県			87.4	884,316	3.5	1.64	36,409	163.122	39.97
長崎県			85.9	1,544,934	4.2	1.60	56,889	159.407	35.63
熊本県			88.2	1,859,793	4.2	1.61	66,811	147.410	37.18
大分県			90.2	1,231,306	3.9	1.55	50,696	154.494	36.38
宮崎県			89.6	1,175,819	4.2	1.70	37,478	133.141	33.41
鹿児島県			87.6	1,794,224	4.1	1.62	61,564	153.729	35.61
沖縄県			76.4	1,273,440	10.3	1.87	30,756	118.566	25.17
全 国			86.95	125,570,246	4.0	1.52	6,081,296	164.892	34.01

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## 1998 年の資料

	国民年金	総人口	一人当たり	人口密度	完全失業率	合計特殊	個人預貯金	(一人当たり)	自宅逝去	国民年金	第1号		
	納付率		所得			出生率※	残高			平均給付額		被保険者数	
	(%)	(人)	(千円/年)	(人/k m <sup>2</sup> )	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)	(円/月)	(所得比%)	(人)	(人口比%)
北海道	77.30	5,695,313	2,726	68	4.8	1.26	242,809	156.394	8.8	50,071	22.042	859,012	15.08
青森県	81.90	1,479,412	2,381	160	5.3	1.50	54,185	153.826	14.8	42,812	21.577	274,370	18.55
岩手県	87.90	1,418,944	2,627	93	3.3	1.57	58,622	157.266	13.8	45,401	20.739	206,182	14.53
宮城県	79.80	2,355,043	2,725	343	4.3	1.39	90,724	141.370	19.9	45,222	19.914	363,601	15.44
秋田県	90.40	1,199,900	2,448	105	3.7	1.48	46,234	157.400	18.8	44,571	21.849	170,123	14.18
山形県	90.40	1,250,646	2,601	169	2.4	1.61	55,381	170.250	22.5	45,529	21.005	173,889	13.90
福島県	82.80	2,131,637	2,836	155	3.5	1.65	90,203	149.211	19.7	45,629	19.307	302,629	14.20
茨城県	76.20	2,979,979	3,084	489	3.1	1.44	152,984	166.463	17.3	44,605	17.356	520,818	17.48
栃木県	76.10	2,000,626	3,219	312	3.5	1.44	105,818	164.313	17.6	45,851	17.093	330,096	16.50
群馬県	78.50	2,017,489	3,097	317	2.6	1.45	114,634	183.468	16.9	47,321	18.336	334,221	16.57
埼玉県	74.00	6,876,821	3,109	1,825	4.3	1.28	323,938	151.514	13.9	47,420	18.303	1,122,936	16.33
千葉県	71.80	5,866,883	3,270	1,174	4.3	1.26	282,471	147.238	16.2	47,566	17.455	1,029,511	17.55
東京都	69.00	11,939,338	4,326	5,680	4.9	1.05	959,864	185.842	12.9	50,949	14.133	2,425,511	20.32
神奈川県	70.80	8,382,957	3,303	3,471	4.5	1.28	429,853	155.244	14.4	50,505	18.349	1,289,076	15.38
新潟県	90.60	2,487,622	2,929	227	3.0	1.54	129,801	178.145	22.6	46,896	19.213	323,477	13.00
富山県	85.60	1,123,532	3,174	401	3.0	1.44	71,213	199.695	16.0	50,363	19.041	142,323	12.67
石川県	82.20	1,181,369	2,965	282	2.5	1.45	68,935	196.802	15.8	50,561	20.463	175,149	14.83
福井県	86.70	828,177	2,989	198	3.5	1.60	54,571	220.451	18.5	49,635	19.927	104,128	12.57
山梨県	82.10	888,125	2,759	211	2.6	1.48	53,264	217.374	17.9	45,288	19.698	156,835	17.66
長野県	88.30	2,210,194	2,930	175	3.1	1.57	135,960	209.949	24.1	50,037	20.493	296,827	13.43
岐阜県	87.00	2,107,673	2,992	206	2.8	1.43	137,995	218.826	19.7	50,347	20.193	330,195	15.67
静岡県	86.80	3,757,896	3,314	513	3.2	1.42	217,953	175.011	18.3	49,605	17.962	567,062	15.09
愛知県	78.30	6,973,379	3,561	1,363	3.6	1.42	428,227	172.448	15.0	50,291	16.947	1,082,689	15.53
三重県	83.00	1,854,551	3,046	322	2.7	1.43	111,282	196.995	20.2	51,240	20.186	277,175	14.95
滋賀県	87.40	1,322,919	3,262	343	3.5	1.51	72,481	167.960	22.7	49,713	18.288	186,311	14.08
京都府	76.00	2,642,841	3,000	573	4.6	1.26	164,769	207.818	17.6	50,338	20.135	421,155	15.94
大阪府	66.30	8,813,095	3,287	4,656	5.5	1.31	556,538	192.117	14.7	49,527	18.081	1,427,321	16.20
兵庫県	74.60	5,493,702	2,968	655	4.9	1.38	334,793	205.328	18.0	50,485	20.412	809,273	14.73
奈良県	75.70	1,443,132	2,908	391	4.3	1.30	88,173	210.104	20.0	47,599	19.642	229,768	15.92
和歌山県	78.90	1,075,777	2,542	228	2.8	1.44	73,457	268.618	22.6	46,268	21.842	186,849	17.37
鳥取県	87.40	614,737	2,603	175	2.9	1.62	31,449	196.537	21.0	50,542	23.300	76,101	12.38
島根県	89.90	765,162	2,545	114	2.7	1.67	36,190	185.844	20.0	50,463	23.794	88,081	11.51
岡山県	80.10	1,952,906	2,911	279	3.4	1.49	113,452	199.567	17.8	53,074	21.879	246,322	12.61
広島県	76.10	2,882,427	2,978	340	3.3	1.42	164,864	192.063	16.7	53,148	21.416	399,059	13.84
山口県	87.70	1,539,953	2,815	252	3.7	1.46	83,371	192.322	13.7	52,566	22.408	206,322	13.40
徳島県	77.80	829,042	2,782	200	3.8	1.42	56,353	244.334	15.6	46,919	20.238	116,390	14.04
香川県	85.60	1,025,377	2,883	551	3.6	1.47	72,609	245.619	17.9	53,478	22.259	137,523	13.41
愛媛県	85.50	1,501,199	2,514	264	3.8	1.46	83,788	222.013	19.1	48,714	23.253	224,300	14.94
高知県	81.50	815,526	2,447	115	4.1	1.44	45,542	228.213	12.3	48,659	23.862	125,460	15.38
福岡県	74.20	4,989,888	2,772	1,032	5.3	1.37	222,174	160.624	11.1	49,701	21.516	776,143	15.55
佐賀県	84.60	880,707	2,564	361	3.6	1.62	40,128	177.704	14.0	49,295	23.071	134,950	15.32
長崎県	79.40	1,526,457	2,344	373	4.0	1.58	63,387	177.157	12.3	46,821	23.970	248,031	16.25
熊本県	83.00	1,861,694	2,460	270	4.1	1.55	74,332	162.305	12.8	47,390	23.117	311,701	16.74
大分県	83.10	1,226,164	2,757	211	2.9	1.52	56,749	167.870	14.8	46,991	20.453	157,589	12.85
宮崎県	85.20	1,173,190	2,570	176	4.2	1.62	41,828	138.728	13.4	50,538	23.598	187,068	15.95
鹿児島県	83.50	1,790,315	2,300	196	4.3	1.56	68,991	167.546	14.4	47,865	24.973	253,929	14.18
沖縄県	56.20	1,298,147	2,126	572	7.7	1.83	35,363	128.133	13.1	49,002	27.659	304,153	23.43
全国	80.79	126,471,863	2,867	651	3.8	1.46	6,997,702	184.341	16.8	48,656	20.654	20,111,634	15.26

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間を生むとしたときの子ども数に相当する。

## 1999 年の資料

			国民年金 納付率	総人口	一人当たり 所得	人口密度	完全失業率	合計特殊 出生率※	個人預貯金 残高	(一人当たり)	自宅逝去 の割合	国民年金 平均給付額	第1号 被保険者数		
			(%)	(人)	(千円/年)	(人/k m <sup>2</sup> )	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)	(円/月)	(所得比%)	(人)	(人口比%)
北海道			77.00	5,688,679	2,685	68	5.0	1.20	251,412	164.600	8.4	51,120	22.847	884,536	15.55
青森県			82.40	1,477,151	2,375	160	5.7	1.46	55,378	157.852	14.6	44,045	22.254	278,883	18.88
岩手県			87.00	1,417,365	2,647	93	3.3	1.52	59,775	159.325	13.2	46,737	21.188	211,107	14.89
宮城県			78.90	2,359,758	2,747	344	5.1	1.35	93,453	144.167	18.3	46,517	20.320	379,768	16.09
秋田県			91.40	1,194,601	2,426	104	4.3	1.45	47,085	162.468	17.4	45,904	22.706	174,217	14.58
山形県			90.20	1,246,685	2,590	169	2.9	1.59	55,512	171.922	20.4	46,863	21.713	177,601	14.25
福島県			79.80	2,128,641	2,793	154	4.2	1.63	91,887	154.554	18.5	46,869	20.137	314,689	14.78
茨城県			75.20	2,981,492	3,044	489	4.0	1.42	156,230	172.142	16.3	45,828	18.066	540,500	18.13
栃木県			74.30	2,002,573	3,151	312	4.1	1.41	109,197	173.051	15.9	47,114	17.942	343,034	17.13
群馬県			77.70	2,019,818	3,079	317	3.6	1.41	117,358	188.708	15.2	48,639	18.956	345,021	17.08
埼玉県			70.00	6,906,395	3,025	1,833	5.1	1.23	334,380	160.053	13.4	48,707	19.322	1,198,555	17.35
千葉県			71.10	5,893,468	3,278	1,180	4.5	1.22	290,308	150.272	15.4	48,867	17.889	1,062,614	18.03
東京都			64.90	11,983,139	4,351	5,700	5.5	1.03	980,946	188.142	12.6	51,952	14.328	2,462,335	20.55
神奈川県			68.90	8,431,501	3,205	3,491	5.2	1.24	445,264	164.772	14.0	51,626	19.330	1,358,689	16.11
新潟県			89.70	2,481,621	2,832	227	3.8	1.48	131,898	187.676	21.5	48,272	20.454	338,774	13.65
富山県			84.20	1,121,520	3,101	400	3.3	1.43	72,985	209.858	15.7	51,825	20.055	146,072	13.02
石川県			81.20	1,180,274	2,938	282	3.9	1.38	70,739	203.997	14.6	51,844	21.175	180,041	15.25
福井県			86.40	827,651	2,915	198	2.8	1.57	55,706	230.896	17.4	51,041	21.012	107,075	12.94
山梨県			77.60	887,309	2,808	211	3.0	1.44	53,877	216.238	17.2	46,480	19.863	159,851	18.02
長野県			87.20	2,210,187	2,948	175	3.1	1.52	138,440	212.474	22.0	51,350	20.902	307,021	13.89
岐阜県			86.40	2,107,481	2,938	206	3.5	1.40	141,716	228.878	17.9	51,603	21.077	336,755	15.98
静岡県			85.30	3,760,574	3,195	513	3.5	1.39	225,595	187.761	17.4	50,942	19.133	582,683	15.49
愛知県			76.50	7,006,311	3,465	1,369	4.3	1.38	442,179	182.140	14.5	51,501	17.836	1,113,349	15.89
三重県			81.10	1,855,659	3,038	322	3.7	1.38	113,674	201.639	19.3	52,481	20.730	286,431	15.44
滋賀県			86.10	1,332,428	3,195	346	4.5	1.49	74,469	174.929	21.5	51,059	19.177	195,575	14.68
京都府			71.90	2,644,995	2,944	573	4.9	1.22	168,210	216.018	16.5	51,414	20.957	442,798	16.74
大阪府			61.00	8,812,549	3,215	4,656	6.2	1.28	565,895	199.735	14.5	50,558	18.871	1,542,117	17.50
兵庫県			72.90	5,527,818	2,785	659	6.0	1.35	340,851	221.404	17.0	51,593	22.230	855,988	15.49
奈良県			73.90	1,444,257	2,826	391	4.9	1.23	91,845	225.029	18.7	48,802	20.723	249,761	17.29
和歌山県			77.50	1,073,806	2,542	227	4.1	1.40	74,856	274.236	19.8	47,455	22.402	193,445	18.01
鳥取県			88.40	614,027	2,639	175	3.8	1.52	32,270	199.146	19.0	51,830	23.568	78,158	12.73
島根県			89.20	762,817	2,504	114	2.4	1.61	37,211	194.812	18.3	51,779	24.814	89,772	11.77
岡山県			79.50	1,952,525	2,875	279	4.4	1.45	117,165	208.720	15.8	54,265	22.650	258,076	13.22
広島県			76.20	2,880,907	2,945	340	3.9	1.37	169,879	200.228	15.8	54,219	22.093	414,676	14.39
山口県			86.80	1,534,513	2,767	251	3.9	1.42	84,933	200.031	13.1	53,673	23.277	212,429	13.84
徳島県			76.80	826,955	2,726	200	3.7	1.39	57,830	256.534	14.7	48,208	21.221	120,289	14.55
香川県			85.20	1,024,761	2,756	550	3.8	1.45	72,999	258.473	17.0	54,641	23.791	141,730	13.83
愛媛県			83.70	1,496,348	2,413	264	4.1	1.40	85,920	237.960	17.6	49,987	24.859	231,294	15.46
高知県			78.50	814,991	2,370	115	4.6	1.43	46,257	239.484	11.4	49,778	25.204	128,188	15.73
福岡県			73.40	5,002,038	2,699	1,034	5.9	1.31	227,779	168.719	10.3	50,802	22.587	805,593	16.11
佐賀県			83.70	878,589	2,601	360	4.5	1.59	40,949	179.191	13.0	50,626	23.357	137,815	15.69
長崎県			80.20	1,520,486	2,302	372	4.5	1.52	64,719	184.903	10.7	48,009	25.026	252,815	16.63
熊本県			82.40	1,860,742	2,458	269	4.1	1.52	76,780	167.873	11.8	48,686	23.769	319,858	17.19
大分県			81.40	1,224,001	2,717	211	4.0	1.46	57,913	174.142	13.1	48,265	21.317	162,932	13.31
宮崎県			82.40	1,172,148	2,592	175	4.3	1.56	42,712	140.583	13.6	51,710	23.940	193,454	16.50
鹿児島県			81.30	1,787,648	2,298	196	3.4	1.50	70,831	172.421	12.7	49,208	25.696	259,012	14.49
沖縄県			59.20	1,307,692	2,110	576	8.3	1.79	36,073	130.736	12.8	50,043	28.460	311,186	23.80
全 国			79.49	126,666,894	2,827	652	4.3	1.42	7,173,340	191.466	15.7	49,888	21.473	20,886,562	15.79

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## 2000 年の資料

	国民年金 納付率 (%)	総人口 (人)	一人当たり 所得 (千円/年)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	完全失業率 (%)	合計特殊 出生率※	個人預貯金 残高 (億円)	(一人当たり) (所得比%)	自宅逝去 の割合 (%)	国民年金		第1号 被保険者数		65歳以上の親族 のいる世帯割合	
										平均給付額 (円/月)	(所得比%)	(人)	(人口比%)	(%)	(%)
北海道	75.70	5,683,062	2,674	68	5.5	1.23	251,534	165.521	8.3	51,785	23.239	897,561	15.79	30.50	
青森県	79.70	1,475,728	2,401	160	5.6	1.47	55,439	156.465	13.5	44,979	22.480	283,752	19.23	38.99	
岩手県	86.80	1,416,180	2,667	93	3.8	1.56	59,966	158.768	12.8	47,735	21.478	212,615	15.01	42.42	
宮城県	77.70	2,365,320	2,722	345	5.0	1.39	94,522	146.810	17.0	47,476	20.930	387,498	16.38	33.04	
秋田県	89.70	1,189,279	2,429	104	4.4	1.45	47,127	163.139	15.5	46,971	23.205	176,919	14.88	47.77	
山形県	88.50	1,244,147	2,618	168	3.8	1.62	56,835	174.492	18.0	47,908	21.959	180,173	14.48	49.75	
福島県	78.10	2,126,935	2,858	154	3.9	1.65	92,078	151.474	17.3	47,825	20.080	317,224	14.91	41.70	
茨城県	73.90	2,985,676	2,986	490	4.3	1.47	156,811	175.891	14.4	46,804	18.809	544,505	18.24	33.95	
栃木県	72.60	2,004,817	3,221	313	4.4	1.48	109,729	169.924	14.3	48,063	17.906	348,544	17.39	34.95	
群馬県	76.60	2,024,852	3,056	318	4.0	1.51	117,809	190.385	14.2	49,614	19.482	348,693	17.22	35.61	
埼玉県	68.80	6,938,006	2,952	1,842	5.3	1.30	339,327	165.679	12.0	49,679	20.195	1,222,503	17.62	25.10	
千葉県	70.40	5,926,285	3,296	1,186	4.3	1.30	293,902	150.464	14.2	49,843	18.147	1,068,327	18.03	26.75	
東京都	63.20	12,064,101	4,319	5,738	5.0	1.07	992,471	190.476	12.2	52,579	14.609	2,496,215	20.69	25.44	
神奈川県	68.10	8,489,974	3,243	3,515	4.6	1.28	452,963	164.516	12.8	52,368	19.378	1,384,646	16.31	24.74	
新潟県	89.50	2,475,733	2,834	226	3.8	1.51	131,710	187.722	19.2	49,389	20.913	342,866	13.85	43.77	
富山県	83.20	1,120,851	3,083	400	3.5	1.45	73,615	213.032	13.0	52,938	20.605	147,513	13.16	43.47	
石川県	81.00	1,180,977	2,945	282	3.8	1.45	70,240	201.956	13.4	52,800	21.514	180,317	15.27	36.29	
福井県	84.90	828,944	2,983	198	2.8	1.60	55,476	224.350	14.9	52,115	20.965	108,480	13.09	43.41	
山梨県	76.00	888,172	2,912	211	3.4	1.51	53,588	207.195	15.2	47,368	19.520	160,023	18.02	38.14	
長野県	86.40	2,215,168	3,030	176	2.5	1.59	138,735	206.698	19.8	52,278	20.704	312,286	14.10	41.74	
岐阜県	85.70	2,107,700	2,948	206	3.1	1.47	142,288	228.998	16.5	52,488	21.366	339,492	16.11	38.46	
静岡県	84.30	3,767,393	3,323	514	3.7	1.47	227,225	181.503	16.3	51,855	18.726	589,133	15.64	35.33	
愛知県	75.00	7,043,300	3,439	1,376	4.2	1.44	447,477	184.741	13.4	52,323	18.258	1,138,100	16.16	28.08	
三重県	79.10	1,857,339	3,092	322	3.4	1.48	113,705	197.993	16.7	53,336	20.700	288,135	15.51	37.49	
滋賀県	84.50	1,342,832	3,336	348	4.3	1.53	75,074	167.588	18.9	52,055	18.725	200,126	14.90	33.67	
京都府	69.40	2,644,391	3,005	573	5.8	1.28	167,177	210.381	15.9	52,136	20.820	458,709	17.35	31.42	
大阪府	58.40	8,805,081	3,180	4,652	6.7	1.31	561,326	200.472	13.8	51,254	19.341	1,600,208	18.17	27.21	
兵庫県	70.40	5,550,574	2,860	661	5.6	1.38	336,406	211.914	15.7	52,634	22.084	883,606	15.92	32.23	
奈良県	70.70	1,442,795	2,848	391	5.2	1.30	92,505	225.123	17.1	49,692	20.938	244,847	16.97	33.77	
和歌山県	75.40	1,069,912	2,573	226	3.9	1.45	74,845	271.879	18.9	48,329	22.540	198,199	18.52	41.08	
鳥取県	88.30	613,289	2,661	175	3.5	1.62	32,315	198.013	16.5	52,751	23.789	79,917	13.03	44.73	
島根県	88.60	761,503	2,577	114	3.6	1.65	37,349	190.324	16.0	52,736	24.557	90,524	11.89	48.06	
岡山県	77.20	1,950,828	2,743	278	4.0	1.51	116,988	218.623	15.0	55,104	24.107	269,291	13.80	37.73	
広島県	75.80	2,878,915	2,967	340	4.3	1.41	169,969	198.986	14.4	54,931	22.217	422,962	14.69	32.87	
山口県	84.60	1,527,964	2,818	250	3.8	1.47	84,837	197.029	11.9	54,413	23.171	214,151	14.02	39.33	
徳島県	75.80	824,108	2,716	199	4.9	1.45	57,972	259.003	13.2	49,160	21.720	121,348	14.72	40.95	
香川県	83.80	1,022,890	2,766	549	3.8	1.53	74,423	263.043	15.6	55,459	24.060	144,450	14.12	38.88	
愛媛県	82.00	1,493,092	2,458	263	4.0	1.45	86,258	235.034	16.0	50,877	24.838	235,197	15.75	38.15	
高知県	76.80	813,949	2,404	115	5.2	1.45	46,058	235.382	11.6	50,558	25.237	130,111	15.99	40.21	
福岡県	72.30	5,015,699	2,718	1,037	6.4	1.36	230,423	169.023	10.1	51,528	22.750	817,013	16.29	31.10	
佐賀県	80.50	876,654	2,560	359	4.7	1.67	41,005	182.713	12.5	51,558	24.168	139,951	15.96	42.83	
長崎県	79.80	1,516,523	2,328	371	5.4	1.57	64,596	182.967	10.3	48,867	25.189	257,195	16.96	39.10	
熊本県	81.70	1,859,344	2,570	269	5.1	1.56	76,906	160.941	10.4	49,617	23.167	322,465	17.34	40.22	
大分県	79.80	1,221,140	2,798	210	4.7	1.51	57,983	169.702	12.5	49,183	21.093	165,221	13.53	39.43	
宮崎県	81.00	1,170,007	2,651	175	3.7	1.62	42,751	137.831	13.1	52,485	23.758	197,327	16.87	36.93	
鹿児島県	80.10	1,786,194	2,340	196	4.0	1.58	71,156	170.242	12.1	50,167	25.727	262,464	14.69	38.01	
沖縄県	59.30	1,318,220	2,108	580	7.9	1.82	36,815	132.485	12.5	50,737	28.883	316,632	24.02	27.92	
全 国	78.11	126,925,843	2,851	654	4.4	1.47	7,209,709	190.359	14.4	50,782	21.661	21,247,434	16.01	36.87	

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## 2001年の資料

			国民年金 納付率	総人口	一人当たり 所得	人口密度	完全失業率	合計特殊 出生率※	個人預貯金 残高	(一人当たり)	自宅逝去 の割合	国民年金 平均給付額	第1号 被保険者数	
			(%)	(人)	(千円/年)	(人/k㎡)	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)	(円/月)	(所得比%)	(人)
														(人口比%)
北海道	72.66	5,679,074	2,637	68	5.8	1.21	252,612	168.681	8.1	52,300	23.800	920,552	16.21	
青森県	75.21	1,473,954	2,306	160	5.5	1.47	55,507	163.307	12.9	45,810	23.839	291,986	19.81	
岩手県	84.39	1,413,378	2,462	93	4.6	1.52	59,840	171.967	11.8	48,658	23.716	223,423	15.81	
宮城県	75.93	2,370,508	2,676	345	5.3	1.33	95,694	150.854	16.5	48,330	21.673	495,484	20.90	
秋田県	87.82	1,183,867	2,393	104	5.6	1.40	47,181	166.541	14.7	47,911	24.026	187,643	15.85	
山形県	85.69	1,240,714	2,429	168	3.9	1.58	56,842	188.612	17.0	48,859	24.138	189,856	15.30	
福島県	75.83	2,125,114	2,717	154	5.0	1.60	91,140	157.847	16.9	48,650	21.487	335,440	15.78	
茨城県	71.90	2,991,732	2,902	491	4.6	1.40	157,099	180.948	13.8	47,683	19.717	557,731	18.64	
栃木県	70.66	2,010,179	3,043	314	4.4	1.43	109,116	178.382	13.1	48,873	19.273	363,770	18.10	
群馬県	74.30	2,030,663	2,944	319	4.3	1.42	117,674	196.836	13.9	50,415	20.550	357,739	17.62	
埼玉県	67.08	6,977,705	2,779	1,852	5.3	1.24	345,899	178.381	11.9	50,405	21.765	1,252,341	17.95	
千葉県	68.63	5,968,080	3,102	1,195	4.7	1.24	300,245	162.181	13.7	50,625	19.584	1,081,861	18.13	
東京都	61.81	12,138,497	4,150	5,774	5.2	1.00	1,020,163	202.515	12.4	53,013	15.329	2,527,006	20.82	
神奈川県	66.57	8,570,171	3,087	3,548	4.6	1.22	462,439	174.795	12.7	52,951	20.583	1,417,280	16.54	
新潟県	88.44	2,472,512	2,759	226	4.3	1.45	132,014	193.522	18.7	50,334	21.892	358,451	14.50	
富山県	80.64	1,120,838	2,964	400	3.9	1.40	73,902	222.451	13.5	53,895	21.820	152,353	13.59	
石川県	79.45	1,182,092	2,871	282	3.3	1.40	70,129	206.639	13.8	53,627	22.415	183,205	15.50	
福井県	83.02	829,680	2,909	198	3.8	1.52	55,289	229.079	14.1	53,020	21.871	111,939	13.49	
山梨県	73.69	889,894	2,581	212	3.3	1.42	52,944	230.510	16.1	48,146	22.385	162,513	18.26	
長野県	85.66	2,223,262	2,807	176	3.2	1.50	136,812	199.226	18.7	53,076	22.690	327,445	14.73	
岐阜県	83.57	2,111,372	2,836	207	4.2	1.37	142,455	237.907	16.9	53,215	22.517	345,784	16.38	
静岡県	81.54	3,781,001	3,169	516	3.8	1.40	228,805	190.957	16.0	52,621	19.926	602,019	15.92	
愛知県	73.23	7,087,338	3,405	1,385	4.4	1.36	454,513	188.342	12.8	52,970	18.668	1,160,275	16.37	
三重県	76.68	1,861,493	2,966	323	3.9	1.38	114,508	207.397	16.9	54,011	21.852	293,031	15.74	
滋賀県	81.71	1,353,156	3,146	351	3.8	1.46	75,476	177.297	17.3	52,790	20.136	208,878	15.44	
京都府	69.52	2,645,844	2,808	574	6.3	1.20	169,860	228.628	15.0	52,679	22.512	464,671	17.56	
大阪府	56.69	8,817,777	3,049	4,658	7.2	1.24	568,778	211.556	14.2	51,748	20.367	1,637,155	18.57	
兵庫県	67.41	5,570,873	2,635	664	6.2	1.29	337,869	230.168	15.5	52,959	24.118	909,213	16.32	
奈良県	69.48	1,442,225	2,730	391	5.2	1.22	93,384	237.179	16.9	50,415	22.160	249,045	17.27	
和歌山県	73.87	1,066,406	2,513	226	5.6	1.41	74,638	278.513	18.2	48,999	23.398	202,013	18.94	
鳥取県	84.69	613,165	2,572	175	3.8	1.58	32,532	206.283	15.2	53,527	24.974	84,785	13.83	
島根県	86.28	760,705	2,467	113	4.5	1.60	37,527	199.967	14.9	53,513	26.030	93,762	12.33	
岡山県	72.91	1,952,735	2,781	279	4.4	1.46	115,876	213.378	14.0	55,791	24.074	280,605	14.37	
広島県	73.88	2,879,307	2,857	340	4.4	1.37	169,893	206.527	14.0	55,480	23.303	432,727	15.03	
山口県	81.06	1,523,932	2,749	249	4.2	1.43	84,337	201.316	10.9	55,033	24.023	218,439	14.33	
徳島県	73.55	822,193	2,693	198	5.7	1.39	57,938	261.670	12.4	49,978	22.270	123,807	15.06	
香川県	81.14	1,022,458	2,738	549	4.4	1.43	74,422	265.841	14.7	56,126	24.599	147,382	14.41	
愛媛県	80.36	1,490,836	2,410	263	5.0	1.40	86,198	239.911	15.0	51,644	25.715	239,617	16.07	
高知県	73.29	812,765	2,330	114	6.0	1.42	45,706	241.353	11.1	51,178	26.358	132,777	16.34	
福岡県	71.10	5,032,198	2,650	1,040	6.2	1.31	230,803	173.076	9.9	52,113	23.598	833,401	16.56	
佐賀県	78.65	876,178	2,457	359	4.7	1.62	40,759	189.333	11.8	52,363	25.574	147,382	16.82	
長崎県	76.59	1,513,463	2,280	370	5.6	1.52	64,385	186.586	9.7	49,614	26.113	236,143	15.60	
熊本県	78.98	1,860,482	2,471	269	5.0	1.52	76,660	166.752	10.2	50,450	24.500	333,078	17.90	
大分県	77.06	1,220,588	2,645	210	5.5	1.48	57,880	179.281	11.6	49,949	22.661	170,715	13.99	
宮崎県	76.29	1,168,648	2,472	175	4.4	1.60	42,497	147.105	12.4	53,167	25.809	203,932	17.45	
鹿児島県	75.70	1,783,085	2,283	195	4.7	1.53	71,082	174.615	11.7	51,031	26.823	270,587	15.18	
沖縄県	50.82	1,328,612	2,067	585	8.4	1.83	36,935	134.493	12.3	51,333	29.801	324,332	24.41	
全 国	75.65	127,290,749	2,738	656	4.9	1.42	7,278,257	198.270	14.0	51,517	22.860	21,843,573	16.50	

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## 2002 年の統計資料

			国民年金 納付率	総人口	一人当たり 所得	人口密度	完全失業率	合計特殊 出生率※	個人預貯金 残高	(一人当たり)	自宅逝去 の割合	国民年金 平均給付額	第1号 被保険者数		
			(%)	(人)	(千円/年)	(人/k m <sup>2</sup> )	(%)		(億円)	(所得比%)	(%)	(円/月)	(所得比%)	(人)	(人口比%)
北海道			62.64	5,669,733	2,563	68	6.1	1.22	215,270	148.140	8.4	52,754	24.699	930,024	16.40
青森県			57.86	1,468,753	2,213	159	6.1	1.44	49,712	152.944	12.6	46,643	25.292	294,657	20.06
岩手県			69.39	1,407,448	2,426	92	5.8	1.50	54,743	160.327	11.8	49,510	24.490	227,108	16.14
宮城県			63.29	2,371,268	2,576	346	6.2	1.31	92,867	152.032	15.9	49,148	22.895	420,327	17.73
秋田県			72.82	1,176,339	2,320	103	6.3	1.37	45,106	165.278	14.6	48,705	25.192	191,710	16.30
山形県			74.60	1,235,381	2,416	167	4.7	1.54	53,787	180.210	16.9	49,748	24.709	193,267	15.64
福島県			62.54	2,119,734	2,668	154	5.6	1.57	80,526	142.387	15.6	49,438	22.236	342,828	16.17
茨城県			61.56	2,990,261	2,902	491	4.8	1.38	147,372	169.828	13.2	48,568	20.083	573,248	19.17
栃木県			61.10	2,009,852	3,044	314	4.0	1.40	101,927	166.602	13.6	49,570	19.541	372,655	18.54
群馬県			66.72	2,032,435	2,909	319	4.7	1.41	101,313	171.358	13.8	51,137	21.095	369,233	18.17
埼玉県			61.36	7,000,633	2,659	1,858	5.8	1.23	320,316	172.077	12.0	50,996	23.014	1,265,912	18.08
千葉県			62.22	5,994,248	3,070	1,200	5.0	1.24	285,047	154.897	13.9	51,300	20.052	1,098,136	18.32
東京都			57.35	12,218,757	4,080	5,812	5.6	1.02	897,192	179.969	12.8	53,338	15.688	2,539,412	20.78
神奈川県			62.49	8,625,479	3,062	3,571	5.1	1.22	428,247	162.146	12.7	53,402	20.928	1,454,464	16.86
新潟県			75.74	2,465,395	2,713	225	4.5	1.38	123,311	184.359	17.7	51,232	22.661	366,235	14.86
富山県			73.41	1,119,333	2,958	400	3.6	1.41	65,684	198.382	12.6	54,687	22.185	154,706	13.82
石川県			71.36	1,180,476	2,863	282	4.2	1.37	60,717	179.652	13.0	54,334	22.774	184,371	15.62
福井県			74.36	827,948	2,894	198	3.6	1.51	47,368	197.689	14.1	53,857	22.332	115,593	13.96
山梨県			65.40	889,050	2,565	212	4.5	1.39	45,635	200.117	15.4	47,757	22.342	163,648	18.41
長野県			73.94	2,217,371	2,718	176	3.9	1.47	120,215	199.467	17.4	53,797	23.571	342,128	15.43
岐阜県			72.87	2,110,823	2,789	207	4.5	1.38	112,740	191.504	16.1	53,877	23.181	351,044	16.63
静岡県			68.75	3,786,214	3,221	517	4.0	1.41	187,428	153.688	15.5	53,285	19.852	611,690	16.16
愛知県			65.85	7,123,264	3,421	1,392	4.0	1.34	382,128	156.811	12.9	53,507	18.769	1,171,833	16.45
三重県			70.46	1,861,257	2,959	323	4.4	1.40	104,971	190.598	16.4	54,587	22.137	299,640	16.10
滋賀県			69.78	1,359,243	3,188	353	4.3	1.44	70,535	162.776	16.3	53,370	20.089	214,214	15.76
京都府			61.76	2,642,153	2,799	573	6.6	1.17	133,078	179.947	14.7	53,081	22.757	469,024	17.75
大阪府			53.28	8,815,127	3,030	4,655	7.7	1.22	534,003	199.927	14.4	52,133	20.647	1,631,392	18.51
兵庫県			60.00	5,577,872	2,647	665	6.6	1.29	289,664	196.188	15.6	53,441	24.227	926,852	16.62
奈良県			63.35	1,437,906	2,689	390	5.7	1.21	87,514	226.337	16.4	51,062	22.787	250,987	17.46
和歌山県			66.08	1,061,213	2,531	225	5.8	1.35	66,808	248.733	17.1	49,531	23.484	202,883	19.12
鳥取県			70.34	612,047	2,461	175	3.7	1.51	29,317	194.636	14.6	54,238	26.447	87,386	14.28
島根県			76.38	756,698	2,405	113	3.5	1.52	35,405	194.548	14.4	54,254	27.071	95,006	12.56
岡山県			65.76	1,952,635	2,721	279	4.6	1.44	104,605	196.881	13.7	56,386	24.867	280,453	14.36
広島県			65.58	2,877,608	2,804	339	4.6	1.34	154,051	190.922	13.4	55,976	23.955	438,150	15.23
山口県			68.00	1,517,839	2,811	248	4.3	1.41	77,957	182.713	11.3	55,582	23.728	220,018	14.50
徳島県			65.79	820,020	2,700	198	5.3	1.36	55,518	250.753	12.9	50,712	22.539	124,754	15.21
香川県			71.99	1,020,654	2,709	548	4.7	1.46	70,430	254.724	13.8	56,715	25.123	149,093	14.61
愛媛県			72.62	1,486,375	2,320	262	5.4	1.35	81,077	235.116	14.8	52,339	27.072	242,936	16.34
高知県			66.04	810,337	2,266	114	4.7	1.38	41,985	228.649	11.3	51,733	27.396	133,796	16.51
福岡県			59.36	5,043,125	2,605	1,042	6.9	1.29	221,969	168.960	10.0	52,615	24.237	843,258	16.72
佐賀県			66.42	873,718	2,448	358	4.8	1.56	38,550	180.236	10.7	53,137	26.048	144,803	16.57
長崎県			60.10	1,507,160	2,256	368	5.5	1.48	62,887	184.953	9.8	50,284	26.747	265,308	17.60
熊本県			65.19	1,858,264	2,444	269	5.6	1.50	73,386	161.586	10.2	51,230	25.154	336,229	18.09
大分県			64.06	1,219,476	2,585	210	4.9	1.42	53,414	169.442	11.5	50,677	23.525	173,528	14.23
宮崎県			59.61	1,166,503	2,445	175	6.4	1.56	38,941	136.534	11.3	53,737	26.374	205,263	17.60
鹿児島県			61.10	1,779,158	2,246	195	4.9	1.52	65,395	163.652	11.2	51,831	27.692	273,899	15.39
沖縄県			38.66	1,338,767	2,031	589	8.3	1.76	36,150	132.952	13.0	51,821	30.618	312,299	23.33
全 国			65.52	127,435,350	2,705	658	5.1	1.39	6,546,261	182.375	13.6	52,150	23.457	22,055,400	16.68

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。



